

平成26年第5回横手市議会9月定例会会議録

議事日程（第3号）

平成26年9月3日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程第3号に同じ

出席議員（26名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 高橋和樹 | 2 番 | 佐藤徳雄 |
| 3 番 | 立身万千子 | 4 番 | 斎藤勇 |
| 5 番 | 小野正伸 | 6 番 | 遠藤忠裕 |
| 7 番 | 土田百合子 | 8 番 | 寿松木孝 |
| 9 番 | 播磨博一 | 10番 | 青山豊 |
| 11番 | 加藤勝義 | 12番 | 奥山豊和 |
| 13番 | 本間利博 | 14番 | 菅原正志 |
| 15番 | 土田祐輝 | 16番 | 佐藤清春 |
| 17番 | 佐藤忠久 | 18番 | 塩田勉 |
| 19番 | 佐々木喜一 | 20番 | 佐藤誠洋 |
| 21番 | 高橋聖悟 | 22番 | 木村清貴 |
| 23番 | 阿部正夫 | 24番 | 斎藤光司 |
| 25番 | 菅原惠悦 | 26番 | 佐々木誠 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（31名）

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 市 長 | 高橋大 | 副 市 長 | 佐藤良吉 |
| 副 市 長 | 藤本和宏 | 教 育 長 | 伊藤孝俊 |
| 総務企画部長 | 石山清和 | 財 務 部 長 | 小丹茂樹 |
| 市民生活部長 | 小川良平 | 健康福祉部長 | 佐野司 |

| | | | |
|--------------------------|---------|------------------------|---------|
| 農 林 部 長 | 佐々木 隆 | 商工観光部長 | 浮 嶋 伸 |
| 建 設 部 長 | 遠 藤 久 志 | 上下水道部長 | 高 橋 実 |
| 教育総務部長 | 柴 田 恒 宏 | 教育指導部長 | 高 橋 成 浩 |
| 消 防 長 | 伊 藤 弘 明 | 市立横手病院 事務局長 | 佐 藤 正 弘 |
| 市立大森病院 事務局長 | 金 澤 和 彦 | 総務企画部次長 兼 人事課長 | 渡 部 幸 伸 |
| 総務企画部次長 兼 秘書広報課長 | 小田嶋 利 宏 | 総 務 企 画 部 長 | 佐 藤 均 |
| 総 務 企 画 部 経 営 企 画 課 長 | 村 田 清 和 | 財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 | 三 浦 淳 |
| 横手地域局長 | 武 田 浩 一 | 増田地域局長 | 阿 部 仁 |
| 平鹿地域局長 | 高 橋 嘉 | 雄物川地域局長 | 杉 山 哲 |
| 大森地域局長 | 高 橋 征 徳 | 十文字地域局長 | 松 本 和 弘 |
| 山内地域局長 | 加賀谷 秀 昭 | 大雄地域局長 | 小松田 文 夫 |
| 会 計 管 理 者 | 佐 藤 しげ子 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 局 長 | 皆 川 規 和 | 主 幹 | 村 上 伸 夫 |
| 副 主 幹 | 菅 原 ゆかり | 議事調査係主査 | 松 井 尊 臣 |
| 議事調査係主任 | 藤 井 健 一 | | |

◎開議の宣告

- 木村清貴 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 木村清貴 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 寿松木 孝 議員

- 木村清貴 議長 8番寿松木孝議員に発言を許可いたします。
8番寿松木孝議員。

【8番（寿松木孝議員）登壇】

- 8番（寿松木孝議員） おはようございます。

この9月定例会、一般質問が今日から始まるわけですが、そのトップバッターとしてこの演壇に立たせていただくことを心より感謝を申し上げながら、質問に入りたいというふうに思います。

けさといいますか、ここ数日、安倍政権の新たな組閣ということで、非常にさまざまな話題が飛び交っているようでございます。その中でいち早く、当地域といいますか、県南地域から総理の女房役をやられている菅義偉官房長官でございますけれども、女房役としていち早く再任の声が出ておりました。

私も、この横手の市議にならせていただいてから、さまざまな機会を捉えながら、地元出身の方であるということで何度もお会いさせていただきましたし、さまざまなお願いもしてきました。その中で、やはり対応力と申しますか、その考え方と申しますか、奥の深さと申しますか、行動力と申しますか、全てにおいて素晴らしい政治家であるなというふうに感じておりましたし、そのような方がこの地域から輩出されている、そして、この地域の現状をわかっておられる方が政治の中枢の中でお仕事をされているということに、本当に誇りを覚えますし、そして、そのことに喜びを感じながら、そして、その方をやはり守り立てていきながら、我々もさまざまなお願いも含めまして情報の交換をしながら、当地域の現状を、政治の中枢といいますか、中央の中に活かしていただけるような仕組みをつくっていかねばなというふうに、改めて思ったところでございました。

それでは、早速でございますけれども、通告に従い、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、本日、皆さんのお手元に添付資料を準備させていただきました。これは、蛭野・角間川堰といわれる水路の成り立ちから現在に至るまでを簡略化して書かせていただきました。

この蛭野・角間川堰というのは、1600年ごろの築造だったようでございます。これは、水源地を平鹿

町蛭野地区の湧水地を主水源とした角間川地域の用水路として開削されたようでございます。

この水路は、その地形からでございますけれども、大雄地区の田根森地区といわれるところなんですが、これを南北に横断している総延長で約7.6キロほどの素掘りの水路となっております。

そして、当然、設置されているその経緯からでございますけれども、管理団体は現在の大仙市の大曲土地改良区という形になっておりました。ただし、これにつきましては、近年におきまして担い手事業を含めましてさまざまな農地整備が進んだこともありまして、大雄地区内の部分については、一部分を除いて、雄物川筋土地改良区が現在は管理をしているようでございます。

この水路、実は農業用水路として掘削されたわけですが、大雄地区にとってはほとんど使われていない水路でございました。先ほど申しましたとおり、担い手事業をした段階から、排水路ということで使用することも多くなったわけですが、実際にこの水路が集中豪雨等によって洪水が起きる、その主要因としては、生活雑排水の混入が挙げられるというふうに思います。もちろん、農地からの排水もありますが、この部分だけでは洪水にはならないという状況であったというふうに私は理解しております。

また、こういうことが起きますと、当然、農地への冠水被害のみならず、家屋への浸水、また、溝畔の侵食が結構激しいものがございますので、素掘りの用水路でございますので、非常に激しく、周辺の土地への影響が非常に大きいこと、そして、市道が一部分集落の中を通っているところのり面が崩壊しまして、非常にそこに整備の、毎年のように補修事業の予算が使われているのが現状であろうかというふうに思います。

この水路の改修が、ではなぜ進まなかったのか。その主な理由は、やはり設置管理が角間川土地改良区、現在の大仙市大曲土地改良区であったことが主原因でありましたし、雄物川筋土地改良区と行政区をまたいだ水路となっている状況から、なかなか協議が進まなかったということでございます。

そして、この改修に大きな動きがあったのが、平成23年2月に平鹿仙北地域振興局と大曲・雄物川筋両土地改良区、そして、横手市、大仙市で組織する蛭野・角間川堰改修かんがい排水事業推進協議会が設立されたことでございます。

この設立に当たりましては、新風の会の皆さんが各地域局を訪問された際、大雄地域局の大きな課題ということで現場を見ていただきながら、さまざまなお力添えをいただきましたし、また、県議の方にも動いていただいたり、さまざまな方面からお力添えをいただいて、この推進協議会が設立されたということでございます。

そして、現在に至っては、この2ページ目の地図を見ていただければわかりやすいんですが、黄色と赤で書いた線の部分、新町集落というところなんですが、ここから下流部になるんですが、国営旭川地区の用水改良事業として、また、この赤いところが余水吐きになるんですが、余水吐きから油川幹線排水路区間は洪水対策としての水路事業として整備方針が示されております。また、その上流部、要するに大雄地区内のほとんどの部分になるのですが、この部分につきましては、この国営の附帯県営事業としての整備方針が示されて現在に至っているというのが現状となっております。

そこで、下に整備の課題というのを上げておりますが、これを読んでいただきながらお話をさせていただきたいんですが、要は、この水路が農業用用水路として整備するのか、それとも生活雑排水の混入が非常に激しいこと、そして大雄地区内での排水路としての、それも若干の利用しかないという、その現状をどう捉えて整備していくかということになるかというふうに思います。ただし、もともとの設置の経緯もありますので、この水路の事業という形では、やっぱりかんがい排水事業しか今は改修をする手法がないというのが現状でありますので、そのことを踏まえながら、次のことについてお聞きしたいと思います。

短時間での降水量が非常に多くなるとたびたび氾濫するという角間川堰なんです、その要因などを、その現状について、市当局としてはどのように認識しているのかを、まずはお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、設置された経緯から、角間川土地改良区、現在の大仙市大曲土地改良区と雄物川筋土地改良区と行政区をまたいだ中で、現在計画されている整備への市のかかわり方と支援の方向性について、まずはお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、大きい2点目に入りたいというふうに思います。

大きい2点目は、水稻を取り巻く環境についてということでございます。

これは、平成25年の11月、ちょうど私たちが改選を終わってすぐでございました。その段階で、国から、今年度からの農業政策が新たな方向性を示すということで案内がありましたので、農水省のほうに、私どもさきがけと新風の会と一緒に邪魔させていただきました。残念ながら、1会派はちょっと交通支障のことでなかなかその会議には間に合わなかったのですが、その内容についてはともに共有できている、その資料もお渡しできているので、共有できたのかなというふうには思っているんですが、その中で4つの改革方針が示されております。

1つ目は、農地中間管理機構の創設と経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、そして日本型直接支払制度の創設ということでした。

農地中間管理機構の創設につきましては、皆様ご案内のとおり、これは各都道府県に1つの設置、そして、それに我々地方自治体が協力をしながら農地集約を進めていくという仕組みのことです。今回、私が取り上げたいのは、この中の経営所得安定対策の見直しの部分と水田フル活用と米政策の見直しの部分を中心にお話しさせていただきたいというふうに思っています。

まずは、さまざまな支援メニューがこの形の中で出されているわけですが、水田フル活用と米政策の見直しの中では、この地域では、飼料用米をつくるべきではないかというような話を農水省の担当のほうからお聞きした率直なところでございます。

それは、やはりさまざまな要因がある中ではございますけれども、農業というのは、本来であれば自立して全てができればこれにこしたことはないのですが、現状の農業政策の中では、ある程度補助金も視野に入れた、そして補助政策も視野に入れた中での農家経営というものが必要だというふうな捉え方

の中で、どうしても有利であろうと思われるこの飼料用米の作付を進めるべきではないかなというふうな私の思いでございます。

この転換をするために、今ぱっと考えただけでも、大きく2つの問題が出てこようかというふうに思います。昨年の11月の時点でお話を聞いたときには、種子をどうするのかという問題もあったのですが、現在では、この種子についてはクリアできるというふうに認識しておりますが、どうしても考えなければいけないのは、その販売先、そして乾燥の施設などなどのことであろうかというふうに思います。

特にこの販売先については非常に大きな問題でありまして、現状では飼料用米を作付して、そして出荷したとしても、青森県もしくは近隣では宮城まで運ばなければいけないというのが現状だというふうに認識しております。

これは、当然、飼料用米だけを家畜に食べさせるわけにはいきませんので、家畜そのものにより配合の割合その他を決める、そして、そういうものに合わせた出荷をするということで、飼料会社が必ずセットになっているというふうに認識しております。

その中で、秋田県には残念ながらその施設、売り先がないという現状でございます。この県南部、そして、中央、県北を含めた農村県であります。農地をいかに大切にしなければいけないかを、農業を基準としている県が、この仕組みを活用できないということは非常に大きな痛手になるかというふうに思いますので、ぜひここは県、そしてJ A、また、各自治体、フル動員でこういうことを解決できるような仕組みをつくっていただくような努力をするべきではないかなというふうに思います。

その中で、やはり問題になってくるのが、やっぱりJ Aの対応であろうというふうに思います。先ほども繰り返しになりますが、売り先が仮に見つかっても、実際に乾燥させたり、そこまでどういう形で集荷して持ち込むか。そんなことを考えると、どうしてもこのJ Aの対応が1つのポイントにもなるかというふうに思いますので、そこいら辺がどのような調整がされて、市側ではどのように考えているものか、その内容についてお聞きしたいというふうに思います。

あわせて、この政策転換により、農家収入の減少が予想されております。と申し上げますのは、直接支払交付金ということで、昨年度まで1万5,000円だったものが、今年度から7,500円に半減となります。また、これは時限立法でございまして、平成30年産からは廃止という方向性が示されております。

このことは、農業を基幹産業と標榜している我が市にとって非常に大きな減収になる一つの要因になるかというふうに思われます。このことを市としてどのように分析しているのかな。要するに、歳入において、当然、減収になってくる。また、その中でも非常に危惧するのは、私は国民健康保険であります。それは、加入されている方々の職業体系を見られても一目瞭然だと思っておりますが、農業者の方々の加入率の非常に高い国民健康保険事業の上には、大きな影響が出てくる可能性があるかというふうに思いますので、その減収部分、要するにマイナス部分についての見通しについても、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

次に、農業政策の中で、市長は農業政策の柱として6次産業化を推進するということをやずっと標榜さ

れて、そして、そのことに向かって農林部の創設もありましたし、その方向に向いて動いているというふうに理解しています。ただ、なかなか6次産業化、非常に間口が大きいので、中身が見えてこない。その具体的なものが何なのかというのが非常にわかりづらい、わからないといえますか、見えていないという現状でございますので、その具体策についてもお伺いしたいというふうに思います。

最後の項目になります。

これは、産業建設常任委員会で、実は今回、研修に出かけた際に見てきた雪を活用する中での保存施設、冷蔵庫についてのことをお伺いしたいというふうに思います。

北海道にお邪魔してきたわけですが、この中で、たまたま我々がお邪魔したのは、北海道において米を中心にしたその保存システム、冷蔵保存システムといえますか、雪を利用したものだったんですが、実は、北海道においては、農業用の野菜その他において、非常に大きなこの雪を活用した冷蔵庫が成果を上げているというふうに理解しています。

これは、通常、冷蔵しますと水分が抜けてしまいます。当然でございますけれども、水分が抜けていく。普通の家庭の冷蔵庫を思い浮かべていただければわかると思いますが、幾ら新鮮なものを入れても水分が抜けてしまうと農産物はすぐしなびてしまいます。ところが、雪を活用した冷蔵庫にしますと、湿度が保ったまま冷温貯蔵ができるというメリットがございます。

そのことは、実は、目新しいことでも何でもなく、この地域でも雪の下に大根を入れておいたり、そして葉物野菜を入れたりしながら、さまざま活用されてきたというのも現実にあるわけですが、これを工作物として建物の中で再現したのが、この雪の冷蔵庫だと思っていただければ結構だというふうに思います。

仕組みはすごく簡単でございます。雪をコンテナなどに入れて、一部分、冷蔵庫といわれる断熱材で覆った中の一部分に置いておくだけ。あとは、その湿度を調整する機械をつけてファンで冷気を回しているだけ。これだけなんです。雪が減ってくると補充する。この簡単な仕組みで、実は、私が見た中では、一番大きな変化といえますか、効果といえますか、それが感じられたのがナガイモでございました。ナガイモというのは、通常、普通の冷蔵庫に入れると1カ月ともたないんです。非常に傷みやすい。ところが、この雪の冷蔵庫を活用しますと、90日たっても全然問題ないという、そんなデータも出ているようでございます。もちろん、ニンジンであれタマネギであれ、それこそジャガイモであれ、全ての農産物にこれは使えるのかな。全てとはいいませんが、ほとんどの農産物には使える非常にすばらしいシステムだなというふうに思っておりますが、この地域でも、ぜひ、これだけ豪雪で悩まされる雪を活用するべきではないかなというふうに思って、提案したいというふうに思います。

具体的には、例えば、空き校舎等を利用した場合、校舎の外壁だけを何カ所か抜いて、そこから雪を搬入するようにする。中を断熱材で覆ってそのものが冷蔵庫になる。そんな簡単な仕組みでも十分機能する、この雪を使った保存システム、これを行うことによって、出荷の時期が延びる、時期をずらせる。そして、例えば、給食食材なんかを考えてみればわかるんですが、非常にタイトな時間軸でしかその商

品が出せない。これが、何倍かの期間にわたって出せる、イコール地産地消の向上につながる。そんなことを一つずつ積み上げていきますと、非常に大きなメリットがあるのではないかなというふうに思います。

まあ、夢物語を言っているようですが、実際に見てきた、私のみならず委員会の皆さん、そして、農林部長も一緒に同行していただきましたので、その中では、本当に簡単な仕組みでできるということがわかれたというふうに思います。

なかなか農業政策の中で成果が出せていない、即応力が足りない、動きが見えない、こんな話がされている昨今でございますので、ぜひ、こういうものを活用しながら、できるところから事業を進めていく、一つずつできることからやっていく、そのことが、横手市の農家の皆さんの元気に。そして、多くの農家の皆さんが元気になっていくと、横手市全体の元気につながっていくんだなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたい。その旨、お願いを申し上げたいというふうに思います。

最後になりますけれども、実は今回、この質問全て、私の所属委員会に属するところであります。本来であれば、委員会の中で聞けばいいんじゃないかと言われるような内容に思えたかもしれませんが、実は、その中には非常に高度な政治判断を求めるものが多々含まれているというふうに私は理解していますので、あえて本会議場で議員の皆さん、そして当局の皆さんにも、ある程度共通の認識を持ってもらった上で、政治判断を下さなければいけない、さまざまな事業に取り組んでいただきたい、そんなふうな思いを含めまして、今回取り上げた次第でございますので、何とぞご了解をよろしく願いたいというふうに思います。

これで、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 寿松木孝議員より、大きく2点ございました。

1つ目の洪水対策について、細かく2つの質問が出されたところでございます。まとめてお答えをさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

蛭野・角間川堰の改修に対する市としての対応についてとのお尋ねでございますが、洪水対策については、全国的に発生しております豪雨被害状況を鑑みますと、喫緊の課題であると認識しております。

蛭野・角間川堰の水路は、総延長約7.6キロメートルのうち一部水路がコンクリート化されているものの、大半の水路が素掘り水路であり、流下能力が低下しております。加えて、市道の路肩が一部崩壊するなど、道路管理にも影響が出つつあり、数年にわたり水路があふれ、農地や宅地に浸水している状況を認識しております。

このような中、平成23年に大仙市管内を含む関係団体によるかんがい排水事業推進協議会を立ち上げ、これまで種々協議を進めてきたところでございます。

秋田県では、国営かんがい排水事業である横手西部地区の進捗状況を考慮しながら、新町地区余水吐

から上流側約4キロメートルについて附帯県営かんがい排水事業とし、平成28年度の採択を目指している状況です。また、次期開催の協議会では、大仙市との区分けや費用負担についても検討することとなっております。

市としましては、整備予定の排水路が農業用のみならず家庭排水や地域排水としての機能、洪水時の受け皿としても公共性が高いことを踏まえながら、支援策を多角的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きい2点目、農業環境について4点ご質問でございました。

まず、1点目の水稻を取り巻く環境についてのお尋ねに対しましてお答えをいたします。

国では、飼料用米の増産により需要に応じた米生産に力を入れることを打ち出しており、水田活用の直接支払交付金を活用した農家所得の向上と主食用米の計画的生産を目指しております。

こうした中、横手市農業再生協議会では、産地交付金のメリットでもある多収性専用品種への取り組みや団地化を推進することにより作付拡大を目指しており、今年の作付は103ヘクタールで、昨年よりも5ヘクタールの面積増加となっております。しかしながら、多収性専用品種の種子確保や保管場所の問題など、推進に当たっての課題はまだ多くあると考えております。

また、飼料用米の生産拡大を図るためには、市内畜産農家が飼料として消費することが重要と考えており、今後は、畜産農家を対象にした意見交換や需要に関するアンケートを実施してまいります。

なお、今年度のJAの取り組みとしては、加工用米や備蓄米への重点が置かれたことから、飼料用米の対応は進んでいないのが現状でございます。このことから、今後は、JAと連携を密にしながら、飼料用米の生産拡大に向けた検討や保管施設などの整備について協議してまいります。

続きまして、この項の2点目、農家の減収と国保の問題についてのお尋ねでございました。

農家の収入の減少につきましては、米政策の見直しにより米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額となったことから、議員ご指摘のとおり、米の交付金ベースで約6億6,000万円の減収が見込まれます。また、本年産の米仮渡金の減額については、今月中旬にJAの決定が予定されており、現段階においては試算できない状況であります。

国民健康保険事業への影響についてであります。農家所得の減少による国保税の減収に当たり、国保税軽減措置や普通調整交付金の補填など国などの措置が見込まれますので、直ちに国保税率の改定という状況にはありません。今後の事業運営につきましては、第3期財政健全化計画の策定を進める上で、市民や議会の皆様からご意見をいただきながら安定した財政運営を目指してまいります。

続きまして、この項の3点目と4点目、6次産業化を推進する具体策と雪利用についてのお尋ねでございましたが、両方6次産業に関することでございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

6次産業化の推進の必要性については、論をまたないところであります。このため、加工施設などを設置しようとする方に対しては、旧大雄学校給食センターや旧山内学校給食センターなど公共施設の利

活用を含めまして、積極的に支援をしております。

地域価値創造構想において目指す農業振興のための複合施設においても、加工施設の設置の可能性を検討しているところです。

旧大雄中学校の校舎を活用した雪室の設置につきましては、大変興味深い提案でございます。雪を有効活用しつつ公共施設の利活用、さらには農産物の加工による6次産業化の推進を図ることができれば、まさに一石二鳥、あるいは一石三鳥にもなる可能性がございます。

雪室の活用につきましては、増田地域や山内地域において野菜や日本酒などの貯蔵の実例があり、横手地域では雪冷房の運用実績があります。近隣自治体でも多くの実例がありますので、検証を加えながら事業ニーズと採算性を基準に市全体の均衡ある発展を進める立場から、加工施設とあわせて検討してまいります。

実験農場の移転につきましても、新たな事業展開の可能性と同時に、移転にかかる費用と効果を見きわめ、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 寿松木孝議員。

○8番(寿松木孝議員) 答弁いただいたものの中から1つずつ再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、洪水対策についてでございますけれども、まあよかったなというのが正直なところでございます。

要するに、農業用水路の改修という、しかも県営附帯工事となりますと、農家負担が15%という高負担になります。

実際に先ほど来、話ししておりますとおり、当地区においてはほとんど活用されてこなかった水路があります。逆に、極端な話をすると、農業者の皆さんにとってもちょっと邪魔だった水路だったという認識だったと思います。

この水路に、やはり多くの、みずからの反別に応じた形の中で負担をしていくという、それを強いるということが非常に難しいだろうなというふうに私も判断しますし、市当局としましても、洪水対策ということで、そのあたりが勘案されているということであれば、非常にありがたいことだなというふうに思いますけれども、しつこいようですけれども、その部分での認識は間違いなく農業用水路改修、事業名はそういう形にはなろうかと思いますが、内容としてはそういうことではなく、洪水対策としての改修というふうに考えていると認識してよろしいですか。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 この用水路ですか、角間川堰に関しましては、私も昨年来、いろいろな角度で現況を拝見させていただいておりますし、それから、地域局の連携によりまして状況を確認しているところでございます。この用水というふうなことでは、大仙地域の用水であって、この大雄地域の用水では

ないというふうにも認識しております。そのほとんどが排水というふうなことで、この地域が圃場整備が進んで、さらにいろいろな、大雄地域が、幅員が、水路の幅が広い、それから、大仙市のほうは狭いということから洪水が起きるといふふうなことも理解しております。

あわせて、大雄地域ではそれこそ地域局予算をもちまして時々板柵を設置しながら改修に至っている状況でございます。

やはりこの部分については、冬期間の雪捨て場というふうなこともありまして、非常に生活と密着した水路には間違いないというふうには認識しております。

4月7日に雄物川筋土地改良区さんのほうから要望書も出されておりました、その事業費が9億4,200万ほどというふうな概算の金額も出されております。それから今、議員がおっしゃいました負担割合についてもいろいろな角度で書かれておりました。

今後いろいろな形で、市としても検討してまいらなければいけない部分であるかなというふうには認識しております。

以上です。

○木村清貴 議長 寿松木孝議員。

○8番(寿松木孝議員) 今検討をしていかなければいけないという状況の中で、細かなこととお話ししてもしょうがないですけども、少なくとも農業用用水路ということだけではないということもきちんと認識していただいているということをもって、ある程度、残された時間は少ないわけです、平成28年の事業採択ということになりますと。それ以前に、農家の皆さんから同意書をとったり、さまざまな事業が出てきますので、その前にはある程度の形が見えてこない、その負担金の部分の問題等ございまして、なかなか改修ができないだろうというふうに思いますので、ぜひ早急にそこら辺の検討を進めていただきたいというふうに思います。

いずれ400年前以上の水路でございます、立ち上がりが。その間、若干ではあります、先ほど言われたとおり、例えば田村野のパイロット事業だとか、さまざまな事業の機会を捉えて、若干のコンクリートを入れた部分はありますけれども、基本的には400年前のままの部分相当残っているという水路でございます。

そして、今回のこのチャンスを逃してしまうと、また事業としてできるような事業はなかなかないことも事実であろうというふうに思いますので、ぜひラストチャンスと捉えて、私も頑張っていかなければいけないというふうに思っていますし、ぜひ市当局の皆さんからも特段のご配慮をいただきながら、やはり内容を加味したような形で進めていっていただきたいというふうに思います。

この部分については、答弁は結構でございます。

次に、水稻を取り巻く環境について少しお尋ねしたいというふうに思います。

飼料用米の作付、ほとんど進んでいないという、5ヘクタールというのは本当に微々たるものでありまして、ほとんど進んでいないというのが現状だというふうに思います。

進まない原因は、先ほども言いましたけれども、まず一義的にいくと、絶対に必要なのは売り先なんです、売り先。売り先を、先ほどの答弁の中では、個々の畜産農家の皆さんの話をされていましたが、もちろん個々の畜産農家の皆さんに最終的には行くんですが、そこに行くまでに飼料用米だけ食べさせるわけにはいきませんので、トウモロコシだとかさまざまなものとブレンドして納めるという必要性が出てくるわけですね。ですから、先ほどお話しした、要するに県とかそういう大きい枠組みの中で捉えた中で、その飼料会社の誘致も含めて進めていかないと、なかなかこの問題は解決しないと思います。

そこを、やはり、ぜひ秋田県の基幹産業といっても全く問題のない農業だというふうに思います。その最も基本的なところというのは、やはり水稻を取り巻くさまざまなものであろうというふうに思います。幾ら転作を進めようが何しようが、実際にこの広大な農地を管理運営していくためには、水稻に関するものを現段階では進めていくしか維持できない。私はそう思っています。その中でどう判断するかという、そういうことだろうというふうに思いますので、ぜひこの部分は、県側とも早急に対応の協議を進めていただきたいと思ひますし、横手市単独でできればいいですよ、なかなか難しいだろうな、その収量も含めてということであれば、県単位ぐらいの最低限度の動きは必要かなというふうに思ひますので、ぜひ進めてほしいということがまず1点。

それから、乾燥施設なんですけど、例えば、場所によってだとは思ひますが、少なくとも私の住む近隣を見ますと、大型のカントリーエレベーターが整備される前にミニカントリーというのが何か所か設置されました。

大型のカントリーが設置されるその面積要件というのは、そのミニカントリーの分も実は含んでいるんです。今どうなっているかという、ミニカントリーは半乾するだけのカントリーになっていたり、あいていたり、もしくは、そこで乾燥しても、使っていない、実は大型のカントリーエレベーターのほうに仮に持っていけば、そこはあけることができる、そういう内容の施設もあります。多分、市内探せば結構あちらこちらにそういうものがあるかというふうに思ひます。

そういう中でやはり乾燥施設も考えていくべきであろうし、私は非常に心配するのは、何回も言ひますが、農地全体を保全していくために、今、効率化がやっぱり求められると思ひているんです。それは、就農者の数が高齢化してどんどん減っていつている。新規就農者がなかなか増えない。そうすると、規模拡大をせざるを得ない。せざるを得ない中に転作ばかりやっていたんでは、とてもじゃないが面積を増やしていくことは不可能だというふうに判断しますので、この広大な農地を維持するためにもぜひ必要な仕組みと思ひますので、そのあたりをどのように考えておられるのか、いま一度お聞きしたいと思ひます。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 現在、秋田県の飼料用米、平成25年でありますけど、748ヘクタール作付しております。その中の横手市、先ほども答弁で言ひましたが、103ヘクタール、秋田県の大体14%が横手市で生産されているというふうなことで、その数量につきましては、613トンを予定しておる状況です。34

戸の農家で作付しております。

やはり議員のおっしゃられましたとおり、飼料用米を作付するには売り先の問題もあります。いろいろな問題が絡んでおりまして、なかなか昨年度、種の問題もありました。

26年度は、その対応には非常に苦慮したところがありますが、その34戸のうちJ Aが28ヘクタール、170トン、それから個人、集落営農も含めまして33の組織がJ A以外にあります。これが、75ヘクタール、443トン生産する予定となっています。

飼料用の工場であります、岩手県の沼宮内近くの飼料自社工場があります。それから、岩手県の釜石市にもございます。それから、青森県の八戸市にございます。

飼料業者さんであります、横手市内に2社ほど業者さんがおります。そういった部分の連携をとって、生産している集落営農の部分もでございます。

品種でございますが、べこあおば、べこごのみ、それから、ふくひびきというふうなものが栽培されておりまして、この中でも、秋田63号、これは主食米の部分で103ヘクタールのうち約71ヘクタール18戸の農家が秋田63号、主食米を飼料用米として対応しているというふうな部分になります。

そういった部分で、まだかなりの、先ほど議員も申されましたように、保管場所の問題、それから種の問題、それからコンタミの問題もでございます。いろいろな団地化をしていかなければコンタミの問題も解決していかないだろう。特にこの地域、最近カメムシ大発生によりまして、その防除対策も含めまして考えていかなければいけない部分であります。

それから、J Aが加工用として備蓄米、重点を置いたというふうな部分については、やはり種の確保の問題、それからまた、全農とのつながりの部分がありまして、県内でも比較的多くの数量を獲得したという部分はあろうかというふうに思っております。

しかしながら、今後備蓄、それから加工とも、全国的にこのような状況の中でどんどん増えていくというふうなことを認識しますと、これから飼料用米についても深く考えながら進めていかなければいけない材料であるというふうに考えています。

市長と、それから市内の飼料メーカーさんとも話をしておりますし、それからもう一つは8月21日、市長と、それから副市長、J A組合長、専務2人との懇談がありました。その場の中でも、この飼料用米の問題につきましては提案として話していただきましたので、今何も対応していないというふうなことではなくて、27年度に向けた対応策を検討している最中でありまして、ご理解をよろしく願いたします。

○木村清貴 議長 寿松木議員。

○8番（寿松木孝議員） そうですね、対応策は一生懸命練られているというふうに思います。それで、努力もされているとも思います。ただ、時間はなかなか待ってくれない。これは現実的なところであろうというふうに思います。

実は、先ほど来から今年度の米の前渡し金と申しますか、通常いわれる前渡し金と申しますか、仮払金

のお話は若干ありました。試算がなかなかできづらい。私に入ってきている情報の中では、非常に厳しいものがあるような話を聞いております。全国的に見ても、昨年度よりも大体平均で2,000円以上下がっております。プラス当地においては、昨年度産米のさまざまな売買等のことから含めまして、500円ほどの足が出ているといたしますか、赤字分が出ているというような情報もありますし、その中で計算していくと、もう9,000円を割り込むのではないかなど、そんなことまで見えてしまうわけですよ。もう喫緊の問題なんです。大変だとは思いますが、ただ、喫緊の問題です、本当に。

これは、先ほど国保税のことも含めまして聞いた中でなんですが、本当に市の農業生産額、ましてや米から上がってくるその歳入については、そんなに多くないことは理解しますが、しかし、基幹産業というものが腰が折れるという気持ちのダメージのほうが、はるかに大きいんですよ。ですから、やはりここは何とか立て直していただくための、やっぱり最大限の努力をするべきであろうというふうに思うわけですよ。市長も農林部創設したというのは、もう絶対にこの地域から農業をなくしてはならない、農業を何とかして育てていくんだ、そんな強い思いからだったというふうに思っておりますので、ぜひ、そのところは非常に厳しいでしょうけれども、できるだけ早い対応をしていただいて手当てをしていただくと、そのことをお願いしたいというふうに思います。

時間も迫ってまいりましたので、次の項の、最後の項になりますけれども、空き校舎、学校を利用した雪の保存施設というか、冷蔵庫といたしますか、これについてお話をちょっとしたいというふうに思います。

実は、この話を最初にああなるほどなと思って気がついたのは、横手の学校給食センターが動き出した今年度の当初でした。そのときに、地産地消の比率を上げたいこともありまして、1カ所でたくさん使うようになったので、作付を多くしてくれないかということで、それまで学校給食センターに農産物を卸していたといたしますか、納入していた農家の皆さんに、そういう話があったというふうに聞いております。

その農家の方々といろいろ話ししているうちに、一義的に増やすのは、それは簡単だと。例えば、ニンジンを含めて今まで1反歩しかつくってなかったのを3反歩にするのは簡単だよと。でもね、それを一気にとってしまったものを一気に納めても、給食センターも掃けないし、どうするんだ、そこがもう事の始まりでした。なるほどな、冷蔵庫では無理だよなという話もしながら、さまざまな方策がないか探したところ、やっぱり北海道では雪下ニンジンだとかさまざま実績を上げているところが見えてきたわけですよ。ああなるほどなということで、その施設も見に行きながら北海道にお邪魔したときは、沼田町とか部長も一緒に行ったんですけども、非常になるほどなと思うような仕組みの中で、しかも本当に簡易的な安易な仕組みがとれていた。その中で、そこは米しかやっていなかったんですけども、それと同じ仕組みで、ほかの野菜をやっているところも実はいっぱいあったんです、私も調べてみた中で。たまたま日程的にそこしか行けなかったんですが、それ以外にもいっぱいあると。

これは絶対生かすべきだろうなと。何回も言うんですが、空き校舎も活用してできるような簡単な仕

組みである。そうすれば、そこに附帯した加工場がつけば、当然、一次加工して冷蔵しておくことも可能であるし、さまざまな使い道が出てくるだろうと。あわせて、隣に例えばある大沢ブドウジュースも、熟成という形の中では、冷温で貯蔵するというのは非常に魅力があるよねという話もいただいています。つなげる気になればいろいろつながってくると思うんですよ。そこに引き合いのあった生ハムをつくっている方々が、大沢ファームが借りられているところに一緒に入れないかというような実は話も、以前ありました。でも、その方々のことを1つとってみても、非常に効果があるというふうに私は思います。その低温熟成というところで考えると、非常に可能性のある事業だと思います。しかも、初期投資が非常に少ない。ここがポイントだと思います。

先ほど、全体のバランスを見ながらという話をされておりました。それはそれで結構なんですけど、私自身の考え方としますと、私は大雄出身だから大雄なんてことは言いません。それは雄物川であってもどこであっても構いません。そうやって全体のバランスを考えて機を逸するよりは、とにかく早く動いて一つでも二つでも実績を出してください。そういうことなんです。早く事業化するべきだ。多少のリスクはある。でも、そのリスクが大きいリスクであれば、絶対とるべきだと思います。

今これだけ閉塞感があって停滞していて、なかなか希望が見出せない農業分野の中に一石を投じるのには、大切な、そして簡単にできる取り組める事業だと思うんですが、最後にその方向性、その可能性についてどうなのか、市長にお聞きして終わりたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 日ごろ私はさまざまな部局での会議でも、まずやってみろ、誤りあれば軌道修正というような形で、挑戦しないで最初から尻込みするということはなるべくやめようというような形で進んでおります。まさにこの地域においては、利雪ということはしていかないといけないものでございますし、一生雪とつき合わないといけない地域でございますので、今、寿松木議員がおっしゃったようなことに対しても、前向きにどう挑戦できるのかも含めまして検討をしてみたいと思いますし、まさに、やはり冬期間におけるそういった地元産の食材を利用するというのは、なかなかこれまでできなかった部分でございます。ですので、いい提案だと受け止めて、今後対応してみたいと考えております。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菅原正志 議員

○木村清貴 議長 14番菅原正志議員に発言を許可いたします。

14番菅原正志議員。

【14番（菅原正志議員）登壇】

○14番（菅原正志議員） おはようございます。

14番、市民の会、菅原正志です。

初めに、身内の不幸とはいえ、一般質問において取りやめではなく順番変更という形でご配慮をいただきました。議会運営委員会の皆様を初め議会事務局や関係各位にお手数をおかけしました。この場をかりて御礼申し上げます。

さて、私の知るところ、市長の評判は上々です。とりわけその容姿のよさ、フットワークの軽さ、何にでも対応できる知識力など大したものだと思っております。市民の期待感のあるうちに、ご自身の政策実現に向けて今以上の頑張りをお願いいたします。私も議会の一員として、住民の声を行政に反映していただけるよう活動してまいります。

それでは、通告にしたがって質問いたします。

行政においてよく使われる言葉に自助、共助、公助があります。これは主に雪対策などを含めた防災の施策において用いられる言葉のようであります。地域包括ケアではこれに互助が加わり、行政のイメージとしてよく使われております。

多くの自治体では、これらの言葉は概念を整理され、また具体的な施策として示されております。

当市においては、これらの言葉が用いられるようになって年月が経過しているわけではあります。当局や職員はわかっている、市民にとっては、はっきりと認識できていないのではないかと思います。非常に奥行きのある課題でありますので、各論に入っていくと一度の機会ではやり切れるものではありません。

今回は、概念とそれらを具体的施策にどう反映させていくのかについてお尋ねします。

また、自助、共助、公助、互助についていろいろな組織づくりと、その有効な活用ということが肝要であると思います。ケネディの演説を引用させていただければ、市が何をやってくれるのか期待するのではなく、市や郷土のために自分ができることは何なのかということ、今さらではあります。認識していかなければならないと思います。

災害が起こって初めて、ご近所とのかかわりであるとか、消防団を含めた地域の力を実感されるのではないと思う一方で、平時にはなかなか意識しづらいものだと改めて感じられます。やはり、困ったときはお互いさまという意識がふだんから必要であると思います。

26分の1の提案ではあります。成人式において、若い人たちに大人として郷土への貢献をお願いすると申しますか、誓約といった意味で、仮称ボランティアカードを差し上げて意識づけの一つとしたらいかがかと考えております。

また、遠くの親戚より近くの他人と申します。日ごろのつき合い、自分の住んでいる地区を大事にする、誇りを持つといった意識をさらに醸成することは、今後さらに重要になってくるものと思います。

先般、スポーツ議連の研修で発表させていただきましたが、数回のチャレンジデーを実施し、自治会ごとの成果を公表することなどにより、地域の結びつきや誇りといったものがつくられるのではないかと思います。さらに、市長が力を注いでおられた本番のチャレンジデーにおいても、好結果に結びつくのではないかと思います。

これらのことについて市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、元気の出る地域づくり事業についてお尋ねいたします。

私がこの件について口を開くと、何かと批判的な質問や意見となるのではないかと危惧している方々もおられると思います。

しかし私は、この事業は非常におもしろいものであるし、やりがいのあるものだと思っています。この事業に携わる委員の方々は150名ほどいらっしゃいます。私が経験した協議会では、任期満了時に、これがきっかけで行政を身近に感じる事ができてよかったという感想を持つ方が、ほとんどでありました。しかし、一方で、現状には改善すべき点が多々あるのではないかと考えております。

3月の定例会でも質問させていただき、市長からは、事業について議員として議論すべきものであるという答弁をいただきました。新年度からは抜本的な改善がなされるのかなと期待しておりましたが、それほどでもなかったなと思っています。

本来、この事業の目的とするところは何だったのでしょうか。市長が財源を保障し、職員が万全のサポートをするので、委員が主体的に自由な発想で地域の元気づくりについて協議してもらいたいといったことではなかったのでしょうか。

また、あわせて、協議がまとまらない場合には、引き返したり振り返ってその事案を中止することもあっていいですよといった許容範囲の広いものではなかったのでしょうか。スタートがそうであったとしても、時を重ねていくうちに改良が加えられ、姿を変えていくことは当然であります。

今般、市長は委嘱状交付を含め各協議会に赴かれ、委員との意見交換会や実際の協議を目の当たりにされました。それを踏まえての感想をお伺いいたします。

この事業がいかにも職員的な形式を帯びてきた一つに、地域づくり計画があるのではないかと思います。新しい委員が入ったときに既に事業が決定しているように感じる方は多いでしょう。また、予算を確保されているのですから、毎年振り返りをしてそれぞれの地域事情やその時々事情に答えられるような形になっていないのではないのでしょうか。

この事業が始まって5年目になりました。過去、総額約8億もの予算が投入されたわけではありますが、元気の出る地域づくりにどれほど寄与されたのか。事業がそのように見えるものもありますが、人や組織がどれほど育ったのか、その効果についてどのように認識されているのかお尋ねいたします。

加えて、市長はこれらの事業内容をどのように把握されているのでしょうか。一例を挙げれば、各地域局から出される計画書においてもその様式が統一されておらず、非常に難解であります。それぞれの地域局ごとに把握されているとは思いますが、さらなる改善を行うためにも、大もとのところで内容把

握をするべきではないでしょうか。

事業内容の把握とその改善点についてお尋ねして、壇上からの質問とさせていただきます。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 菅原正志議員より、大きく2点のご質問でございました。

まず1点目の自助、互助、共助、公助を行政にどう反映させるかというお尋ねでございました。

その中の1点目、それぞれの言葉を施策にどう反映させるのかというお尋ねにお答えをさせていただきます。と思います。

自助、互助、共助、公助の取り組みは、まちづくりの施策を進めるに当たって大変重要な要素となるものと考えております。

例えば、自助は、日々の暮らしの中で自分のことは自分でやる。これは当たり前のことであり、社会生活の基本であります。そして、互助は、自分が何かをする、そのついでにそばにいる人の分もやってあげる。お互いがちょっとずつ相手に頼ることで社会にきずなが生まれ、地域が潤うものと考えます。そして、共助は、もう少し大きな形で頼るべき内容を約束としてあらわすことにより、お互いが納得して支え合うこと。そして、公助は、その名のとおり公的な機関からの支援であります。

これらは同じものに対してもアプローチの仕方が全く違うため、自助、互助、共助、公助の取り組みの各主体が、みずからの役割に応じた取り組みを実施できるよう施策に取り入れることで、地域コミュニティの強化、地域のにぎわいの向上につなげてまいります。

続きまして、2点目の郷土への貢献の意識づくり、成人式のお尋ねでございました。

8月15日に開催いたしました成人式には、議員の皆様にも多数ご臨席いただきまして、ありがとうございます。当市の成人式は、例年、対象者の8割近い出席者となっております。

人生の門出、大きな節目を迎えた新成人に対しまして、ふるさと横手を愛する気持ちを持ち続け、郷土貢献の理解と意識の高揚を図ることは極めて重要であると考えております。私の挨拶や当日お配りしております成人式のしおりなどでもお伝えしておりますが、より一層ふるさと横手への郷土愛に結びつくきっかけとなるような方法について、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の自治会組織のさらなる結びつき、チャレンジデーについてのお尋ねでございました。

各地域の自治会組織の活動については、地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくための最も身近な実践の現場であり、大切にすべきであると認識しているところであります。地域の方々がなご一層の連帯意識を高めていくための一つの手段として、チャレンジデーなどの取り組みは有効な事業であると考えます。

チャレンジデー自体は、年に一度、大規模かつ全国的なイベントであり、同規模で複数回の開催には無理があると考えております。しかし、議員ご指摘のとおり、参加報告の手法などが地域によっては浸

透しておらず、直接的に参加率アップに結びつかない面もあるので、そうした部分の解決策を示すことは大切であると考えております。

毎年5月に開催される本番に備え、事前に自治会組織の方々が主体的に行うミニチャレンジデー的な事業の取り組みなどを推奨していくとともに、各地域局や生涯学習センターなどの関係部局と連携しながら、報告の手法などの具体策に周知と徹底を図ってまいります。

続きまして、大きい質問の元気の出る地域づくり事業について、現状把握と今後の展望について細かく5点質問がありました。

まず、1点目の本来の目的についてお答えをさせていただきます。

8つの地域づくり協議会では、地域におけるまちづくりの理念や目標を掲げ、活動方針を明確に示した地域づくり計画を策定しており、この計画に基づき、それぞれの地域の個性や特色を最大限に生かした元気の出る地域づくり事業が展開されております。

この元気の出る地域づくり事業につきましては、協議会発足以来、地域課題への取り組み意欲を高め、まちづくりへの協働・参画意識の醸成、地域自治力の向上を図ることを目的とし、協議会委員みずから自由な発想で企画立案した事業を実施していただいているところです。委員の皆様には協議会の場において活発な議論をいただくとともに、地区会議などの協働により元気な地域の創造と発展に向けた事業展開を期待しております。今後も、自分たちのまちは自分たちで考えつくっていくという考えを大切にしながら、各地域で独自の知恵を出し合うことによって、幸せな地域社会の実現に結びつくよう取り組んでまいります。

2点目の市長の実感はというお尋ねでございました。

これまで年度初めの第1回協議会や年1回開催している全体研修会における意見交換を通じ、私の率直な思いを直接お伝えしてきたところでございます。

委員の皆様へお願いしたことの1つは、地域がより元気になるよう地域の光るものを発掘していただき、それを外に発信していただきたいということでありました。そしてもう一つは、自分たちの地域に問題意識を持っていただき、新しいアイデアや考えを自由に提案していただきたいということでした。

これまで委員の皆様には大変さまざまな活発なご意見、ご提案をいただき、またその提案に対してのさまざまな応援、協力、事業実施に当たっての協力ですね、そういったことに対しましては、深く壇上からも感謝を申し上げる次第でございますし、また、今回新たに任期が終了いたしまして、新しい委員の方も参加を快く引き受けていただいた方の中には女性も多くいらっしゃいますし、また、若い方も以前より多く参加をしていただいている形の中で、やはりかた苦しくない形の中で、今、会議を進めているものと認識をしておりますし、毎年、その会議のあり方、会のあり方、事業のあり方については改善がなされているものと認識をしているところでございます。

続きまして、3点目の地域づくり計画のあり方についてのお尋ねでございました。

各協議会で策定している地域づくり計画は、先ほども申し上げましたとおり、地域の理念や目標を掲げ、活動方針を明確にしたものであります。現在は、前期の委員の皆様が昨年度に策定した第2期計画に基づいて事業を展開しておりますが、計画の策定に当たっては、前期の実施事業について評価、検証を行うとともに、これまでの計画内容、趣旨や目標などを振り返り、総括を踏まえて策定していただいております。

また、計画の内容につきましては、必要に応じて随時検討、見直しを行うこととしており、決して計画そのものに縛られるものではなく、今、地域にとって必要なものは何かということを常に考えながら、新しい委員の皆様からご提案いただき、さまざまな事業を展開してまいります。

今後も計画の策定や変更、実践、進行管理は、委員の皆様と事務局の緊密な連携のもとで行ってまいります。

続きまして、4点目の事業効果をどう感じているかのお尋ねでございました。

これまで活動を振り返っての感想として、委員からは、委員と行政、主催団体などが一体となり、いろいろな方面からの知恵を持ち寄って活動できた。地域住民を巻き込んだ事業がそれぞれの地域のコミュニティに結びつき、地域の活性化につながっている。以前よりは活力あるまちづくりをしているし、地域の特性を生かしながら人とつながっている。以前に比べ、よりみんなが集い、支え合い、人を大切にしたまちづくりをしているといった声が聞かれ、地域の個性と自主性が発揮されてきたと感じております。しかし、一方では、個々のイベントでは活気があっても、実施団体相互のつながりが薄いので、相互の協力や応援が必要と考える。地域を超えた地域間の交流が必要ではないかななどの意見も寄せられており、今後の展開への課題として参考とさせていただきます。

また、今年6月に実施したまちづくりアンケートでは、市民との協働・活動支援について重要と感じている方は84%、満足と感じている方は65%との結果が出ており、重要度の高さとおおむね満足いただいている様子があらわれているものと思っております。

このような状況を見ますと、これまでの元気の出る地域づくり事業の取り組みは、地域の元気を維持するとともに、地域コミュニティに対しても相応の効果を発揮してきたものと感じております。

今後も、元気な地域の創造と発展のために、住民の声に耳を傾けながら事業を展開してまいります。

最後の項、事業内容の把握と改善点はとのお尋ねでございました。

元気の出る地域づくり事業は、地域の課題解決に向け、横手市全体の主要施策も踏まえながら、地域の実情に応じた事業を実施しているものと認識しております。

事業の企画と立案に際しては、地域の元気の創造につながる事業として、住民の皆様にご理解いただけるのか、また、多くの方々が参加できる事業であるのかといった観点を重視し、委員の皆様にご検討いただいております。

また、担当地域局においても、同様の観点から事業内容について精査しておりますが、各協議会の委員の皆様の主體的な討議にお任せすることで計画が立案されていくことが、最も重要なことであると考

えております。

一方、改善点としましては、地域の特性を生かしたまちづくりという趣旨から、これまで地域内に限定したまちづくりを推進してきたところではありますが、今後は、他地域の協議会との連携、強調を図ることも重要と考えております。地域内はもとより、地域間の連携や交流を促進することにより、全体の活性化や一体感が生まれてくることを期待しております。

また、市においては、財政的に非常に厳しい状況が続いていることから、元気の出る地域づくり事業につきましても、将来的には事業内容や予算配分を見直さざるを得ない状況も考えられます。しかし、協議会と市がそれぞれに知恵を出し合い、ともに汗を流していくことで、最小のコストで最大の効果が得られるよう取り組んでまいります。

壇上からは以上でございます。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) どうもありがとうございます。

まず、1点目の自助、互助、共助、公助といった文言であります。やはり使う側にしてみれば当然のことで、それをふだんに会話の中とか説明の中に、そういう言葉が出てくるわけであります。

私たちは、やはり一般の住民にとっては、なかなかイメージしづらい。どうかそういったものをパンフレットにするとか、具体的な事業はこういうことだよといったような形で、広くお示しするといったようなことは考えられないでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 議員からのご提案の内容もでございますが、私どもは最も市民の方々がイメージできる自助、互助、共助、公助というふうな点についての対応については、いわゆる自主防災組織的なもの、あるいは共助組織的なもの、こういったものが非常に市民の方々がイメージしやすいものかなというふうに思っております。

さきの県の防災訓練で、朝日が丘の自治会の皆様、町内会の皆様方がそうした取り組みなども実践していただきました。その中からこの自助、互助、共助、公助のそれぞれの役割が見えてくるのではないのかなと、そういったことも一つの手法として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番(菅原正志議員) そうすると、体で覚えろというような形なわけですね。経験を通してそういうものを理解してくださいといったお答えだと理解してよろしいでしょうか。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 必ずしもそれに限定した手法ではございませんので、確かに包括ケアあるいは福祉分野の中では、そうした機会の中でパンフレットあるいはリーフレットということでご紹介しているケースもあろうかと思いますが、非常に市民の方々がイメージしやすい、そしてまた、取り組みやすい手法としては、共助組織あるいは自主防災組織の組織化といいますか、そういったことが一つの

大きな手法としてあるのかなというふうに思っている次第であります。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） できるだけ浸透するような施策をお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者の問題なんです、ひとり暮らしの高齢者と申しますと、単独で住んでいる方をイメージしやすいわけなんです、日中のひとり暮らし高齢者ということで、こういった場合に災害が起きたときに、どういうふうに認識して対処するかといったような取り組みが行われているところ、それから検討中であるところ、いろいろあると思いますが、当市におかれましては、この日中のひとり暮らし高齢者に対するケアの仕方、どのようにお考えなのか伺います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 自助、互助、共助、公助ということは、先ほど概念は市長が答弁申し上げましたとおりですけれども、福祉という立場でちょっとお話ししたいと思いますけれども、4つに分かれていますけれども、福祉の場合は、これは一連に連続したものであります。そのすき間を埋めるのが共助、公助というふうに考えております。

先ほど、日中ひとり暮らしというふうなお話がありましたけれども、そこを支える、一番期待されるところがやはり自助、互助でありまして、その地域の中で何とか見守っていただきたいというところですけれども、今こういうふうに社会構成が大変変わっておりますので、そのすき間、はざまを埋めるのが、例えば介護保険のケアマネージャーとかヘルパーさんの共助でありますし、あとは高齢福祉施策の公助であるというふうに思っております。

そのようなことを組み合わせまして、何とか災害ですとか、いろいろな事故のときの見守りというものを強化していきたいというふうに思っております。

それから、何よりも地域で見守るということでは、民生児童委員の皆様が大変重要な職になっておりますので、そこにつきましては民生児童委員にお任せきりではなくて、私も含めて、毎月開催される定例会に赴きまして情報交換して、何とか地域で見守るという体制を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） 大まかな取り組みとしてはそれでよろしいかと思いますが、さらに、やっぱり自治会の中で自分たちの話し合いの中から、あそこの家のおばあちゃんはこの家で見ることによろしくとか、火事とか、ほかにも変なセールスマンが来たとか、そういったときにお互いに気をつけようとかといったときに、自治会とかでいろいろ話しっこしておかないと、どうしてもこう抜け落ちる部分があるんじゃないかなと。それはやっぱり民生児童委員とかそういう公的なものではなく、やっぱり自分たちのところで話し合いをするということが一番大事なのではないかと思うんですが、そういうことをさらに刺激し、進めていくようなお考えはないでしょうか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 今、介護予防関連で介護予防サポーター養成講座というのを行っておりますけれども、その人方には、ぜひ地域で居場所づくりも担っていただきたいというふうに思っております。なかなか閉じこもりになって、うちから出てこないという方もおりますけれども、そういう人方には、ぜひその場所に引っ張ってきていただいて、そういうふうな日常的にその状況を把握できるような仕組みをつくっていききたいというふうに思っております。

ただ、残念ながら、全市的に細かに広がっているというふうにはまだ申し上げられませんが、そういうふうなことを機会あるごとに普及をしながら、そういうふうな仕組みをつくっていききたい。そういうふうなことで、安全・安心のまちづくりにつなげていききたいというふうに思っております。

以上です。

○木村清貴 議長 菅原正志議員。

○14番（菅原正志議員） よろしくお願ひします。

続きまして、地域づくり協議会についてご質問させていただきます。

市長の答弁を聞きますと、おおむね順調であると、今後の事業展開に期待しているというような受け止めをしたのですが、それでよろしいですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 8つそういう地域がある中で、それぞれ独自性を持った取り組みであるとか、地域に根差した取り組みというものを展開していただいているものと思っておりますけれども、予算がありきという固定された中で、中には客観的に見ると、どうだろうとかというようなものも、もしかすれば今後もあるのかもしれませんが。ですので、やはり予算をいい案が出なくても使い切るというような発想ではなくて、さまざまな新しい発想、地域ならではの発想というもので、やはり予算ありきではない形の取り組みというのを、皆さん意識しながらやっていると認識はしておりますけれども、もしかしたらそういう弊害もあるのかもしれないので、そこら辺は注視して見守る必要があるのかなというふうには思っております。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） 私は地域づくり計画を見させていただいたときに、各地域局で発行しているわけですが、大体まず年度が決まり、事業内容が示され、実施主体があり、担当課がありというような計画書を出されるのであれば、新しい委員が決まるので計画ありませんと、どうぞ新しい委員の発想で計画を立ててくださいと。極端な例を申せば、こういうこともあるわけです。

それから、3月議会で市長が、議員もその事業内容についていろいろ審議していただきたいという、そういう要請にお応えして、そういうものを、計画書を見ようとしても書式が全然違うので、検討しようがないと。例えば、いろいろなことをちょっといっばい言ってしまったので、どこから答えていいかわからないかもしれませんが、計画がある、実施主体はほとんど役場の職員だということの中にあるわけ

です。これを元気の出る地域づくりの事業だと言っていいのかどうか、まあ、その地域がよければいいんでしょけれども、本来的に考えますと、人や組織ができて、これは公的支援がなくても、その後、地域の元気が自主的に出てくる。どうしてもその事業の中で補助が必要だということであれば、改めて横手市さんをお願いをして、補助金をいただくような形がいいのではないかと、私個人は感じるわけです。市長はそう感じてないと言われれば、この話は全然わかりましたで終わるんですけども。その辺についてはいかが。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 今の形が完璧だとは思っておりませんし、さまざまな面において改善の余地はあるものと思っております。ただ、行政運営を進める上で、地域の住民の方々がその地域のことに興味を持って、主体的に何かやっというような流れというものは、つくってければ、それは住民参加型の行政になると思えますし、そうなってもらいたいものだなと。

ただ、議員おっしゃられるとおり、計画案はするけれども役所に丸投げというようであれば、それは住民参加の部分というのは薄らいでしまいます部分の中にはある可能性もあると思っておりますので、やはり主体的に委員の皆様においても、また、さまざまな団体におきましても、呼びかけ合ってやっというよというような機運を今後も醸成するように頑張っていただければなというふうに思っております。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) 個々の事案についてこの時間内でやりませんが、市長が一般質問の答弁という形で原稿を読まれた。今、実際、再質の中で相対で討議していくと、どうもこう違うなあと。答弁書の中では、非常に順調で今後もやっていただきたいとおっしゃっていますし、こういうことはどうですかと言えば、やあ必ずしも合致しないものも見られるのではないかとというようなご自身のご感想が出てくるわけですよ。ですので、私は大もとで全部あれやこれや指示しなさいとかということを行っているわけではありません。やはり、各地域局のそれぞれの判断でやるべきものであるとは思いますが、最終的な大もとのところの管理、どこから聞かれても、いやそれはどここの地域局さ行って聞いてくださいではなくて、一応ここでごらんになれますし、説明もできますよと、内容についてはこういうことですよということが閲覧できるような、検討できるような用意であるとか、まずその点はいかがでしょう。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 実際、まだ途上であるという部分はあると思えますし、ただ、日ごとにいい方向に行っているものと認識しておりますけれども、その書式が統一化されていないであるとか、そういった部分に関しましては、やはり比較しづらい部分、検証しづらい形になろうかと思っておりますので、その点につきましては改善しなければならない点だなと、認識を新たにしました。ありがとうございます。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番(菅原正志議員) あと2点だけお伺いします。

1つは、その地域にとって必要であると。例えば、高齢者の方に多くのイベントに参加していただきたい。高齢者の人が来るのであれば、当然トイレは洋式でなければいけない。そういえば、その事業の取っかかりとして、トイレ洋式にしましょうと。そうすると、それを聞いていた委員の人たちは、いやあ、いい考えですな、ぜひやりましょう。そこで役場が、いや、これは市の予算でやりましょうというような意見が入り、少々待ってくださいと。また別の地域局では、それで本当にいいのですかと言われるような副市長の心配のもとに、いやいや、これでいい、市長がいいと言ったんだからいいんですと言って、数百万の設備を改修したというようなこともあったわけですよ。

その問題で私は委員で協議した結果、ハードであろうとソフトであろうと、それが地域の元気につながるものであれば、これは地域間の競争といったらおかしいんですけれども、私は知恵比べだということで、気づいて自分たちの地域を整備することも、この地域づくり協議会に課せられたというか、期待されている部分なのではないかということで、いろいろ提案をしては、なかなか実現しなかったということもあるわけでありまして。

実際問題として、まあ個別の案を出すはずなんですが、地域づくり協議会のおかげで設備をそろえ、それが実際問題として集客のときに非常に役に立っているというような例もあるわけです。ですから、一概にハードがだめだとかソフトはいいんだとかということではなく、それこそ地域の実情というものをよく鑑みて、その地域づくり事業というものは行われるべきものではないかと思うんですが、必ずしも横並びでなくてはいけないということではないと思いますが、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 個別、その地域には地域の事情であるとか、ハード面、ソフト面、さまざまな背景がある中で、臨機応変な部分、自由度というものが必要な部分、公平公正というふうな部分でグレーが許されるというのは、なかなか言いがたい部分はございますけれども、その実態、実情をわかっているからこそ、その事業にたどり着いたというさまざまなその悩ましい問題を乗り越えての事業というものもあるように認識をしておるところでございます。ですので、全てがしゃくし定規に全くかけ離れてはまずいにせよ、多少、今、現在においては遊びの部分が実際あることは認識をしておるところでございます。

○木村清貴 議長 菅原議員。

○14番（菅原正志議員） 最後に、大雄の地域づくり事業について1つご紹介します。

ゆとりおんで、消防訓練の後にゆとりおんを利用して汗を流したというような事業があります。これを聞いたときに、1つの事業の中で波及効果がいろいろなところに出ている。まず消防さ行ってみようか、それから、まずみんなして湯っこさ入ってということで、ゆとりおんが活用される。当然、みんなで湯っこさ入った後は一杯やってコミュニケーションを図る。こういったように、1つの事業を通していろいろな波及効果が期待できる事業こそが、私は地域に元気をもたらす事業なのではないかなと、まあこれは1つの例ではありますが、と思います。

その話の続きで、お風呂の日には、何という言葉なのかよくわかりませんが、使われている言葉では三助さん、三助さんをおある期間雇用して、その温泉施設に行けば背中を流してくれるサービスがあると、じゃ、行ってみようかといったような事業を計画しようかなというようなことも聞いております。大変いいことだなあとと思います。そういったものが各地で8つの地域にいろいろな温泉施設もあり、市の関係したものもありますので、そういうふう、聞いたときに、心がほっと明るくなるような、ああすごいなと、それこそが元気づくりではないかと思っておりますので、そういった事業がたくさん出てくるいいなと思っております。

いろいろな事情を抱えて、補助金、手伝ってくださいと、力をかしてくださいといった形でいろいろな事業に手助けしている事例もたくさんあるわけなんですけれども、どうかそれに直接関係なくても、その事業を聞いたとき、見たときに心がほっと熱くなるような、元気が出てくるような、楽しくなるような、そういった事業がたくさん出てくるようにしていただきたいし、地域間の知恵比べというか、それこそ横手市ではやり切れないんだけど、この地域ではこういうことできたよというようなことを、それこそ自由な発想でやっていただくように市長からもご指導というか応援願いたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 やはり委員が150名程度いらっしゃいますので、150人いれば150通りのさまざまな提案、アイデアがあるんだろうと思っております。その中で、やはりユニークな取り組みを委員が提案した際に、じゃ、行ってみようかというようなことでやっている事業も多々あるやに認識をしております。そういったものを前回、全員の研修の委員が集まる中でもしゃべったやに記憶はしておりますけれども、ほかの地域局でいい取り組みをしていると、それでこれはもしかしたら自分の地域でも生かせるんじゃないかというものは、やはり情報交換を密にして、まねされたとかそういうのではなくて、いいものは学び合うとか、そして連携し合うとか、そういったものも相乗効果につながると思っておりますし、また我々、法律とか条例とか規則、要綱に縛られている中での発想で、さまざまな提案、国とか県とかいろいろなしがらみの中での、リミッターがある中での提案をしているわけでございますけれども、一般の住民の方々にはそういう縛られたさまざまな発想のリミッターというものはないわけでございますので、逆にその自由度は、我々よりも、役所よりも一般の住民のほうが発想の自由度があるわけでございますので、そこに我々は期待をもちしておりますので、やっぱりこの発想は役所では出せない、出てこないよなというものが今後もどんどん出てくることを期待しておりますし、それが出てくるものだとも思っております。

しかも、それを計画して、実施して、ささやかな事業であっても成功すれば、それが市全体に広がるようなすごい、そして市としての全体としての事業となり得るようなものも出てくるんだと思っておりますので、そうなればまさに成功だなというふうにも認識しておりますので、今後ともいろいろとご提言をよろしく願いたいと思います。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時10分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 斎藤 勇 議員

○木村清貴 議長 4番斎藤勇議員に発言を許可いたします。

4番斎藤勇議員。

【4番（斎藤勇議員）登壇】

○4番（斎藤勇議員） 市民の皆さん、こんにちは。議場の皆さん、本当にご苦労さまであります。

4番、日本共産党の斎藤勇であります。

まず初めに、やはり大変な記録的豪雨で広島県の安佐南地区を初めとする大変な犠牲がありました。亡くなられた方々に哀悼の意を表して、そして被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、質問に入りますが、1つ目の国の農政改革と地域農業との関連、そしてその影響についてであります。まあ第2弾でもあります。先ほど、寿松木孝議員の米価の行方等も発言もありましたが、相次いで発表されております。特に関東地方の早場米の概算金、本当に驚くほどの暴落でありまして、昨年比1俵2,000円から3,500円、コスト割れの低水準になっております。同時に、作柄も8月の日照不足等で、県内の、中でも米のできについて、8月15日時点で、やや良という、そういった発表になりましたけれども、決して予断を許さない状況にあります。一般野菜もそうだと報道されております。

特にこの米価の暴落傾向の背景にあるのは、やはり政府が需給調整を放棄しているためであります。農政改革にありますこの4年後の減反の廃止、あるいは今大変な過剰になっております。これにも無策であります。こうした手だてを講じないからというのが、やはり主因ではないでしょうか。

こうした市場任せ一辺倒は農政改革の根底にあって、競争に勝ちさえすればよいという、そういうアメリカ流の新自由主義があるともいわれております。翻ってといたしますか、米に関して見逃せないのは、例の秋田県知事の、米づくりは人口減少の原因だと発言しました。大変な反響を呼び、県議会でも自民会派から3氏、新みらいから1氏が総括質疑の中で質問に立っております。我が党の山内梅良県議は、この米づくり農家にとって大変なショックな発言だと、狙いはどうであれ、データも根拠も薄く、不適切だと指摘しました。農家や農業関係者が必死になっていそむ、励んでいる、こういった思いを逆なです、そういうものであります。同様に現場の声、あるいは農業団体の声を聞こうとしない今の安倍政権の農政改革とも、どうも根は同じものではないかと言わねばなりません。

ご承知のように、米の需給が減ってきたのは、アメリカの食戦略によるものでありまして、学校給食ではパンと脱脂粉乳、随分私も食べましたが、それで教育もされ、食の欧米化が進んだためであります。

秋田県が米づくりにこだわってきたのは、ご承知のように、この地が最も適していたからにはほかなりません。言うまでもないことであります。文字どおり米づくり秋田は、その歴史と伝統、本当に輝かしいものでありまして、農業・農村の維持発展に大きく貢献したもので、そしてその中心的役割を担ってきたのが、ほかならぬ農協なり農業委員会ではないでしょうか。

その農業委員会、JA中央会の制度見直しについて、この制度の規制改革会議がご承知のように5月に意見書、6月に答申、同じ月の下旬にはこの改革案を盛り込みました。そしてこの秋には、関連法案をまとめるとしていて、本当に事は窮迫しております。農業委員会、JA中央会、いわゆる自主的な解体に一気に突き進もうとしている情勢であります。本当に私も危惧をしているわけですが、これは、やはり戦後農政、家族農業経営主体のこれから、根本から覆すもので、食糧の安定供給や国土環境の保全という国民的課題とその達成に、逆行する方向と言わねばなりません。

以上を踏まえて、以下項目的に伺うものでありますけれども、まず最初の1つ目は、いわゆる知事の、米づくりは人口減少の原因だとする発言をどう見るか。私は、本当にこの、例えば横手の米づくり、市長も私も、日本一のこの横手、米づくり農家や関係者ほど、これを聞いて本当に悔しくショックを受けたと思うんですけれども、市長はどう思われたのか。ひとつご所見を。

2つ目は、農協中央会、農業委員会の実質的な解体論は、やはりこの間の歴史的な、例えば米価運動、自由化阻止の闘い、そしてその後の農業補償等のいわゆる建議書の上申の活動、そして今般の反TPP運動といった、例えば、農協であればやはり中央会は司令塔であります。こういった動きを抑えるためではないかと。あるいはまた、農業委員会の解体論の狙いは、委員会の持つ権限を機能停止させる、そして、企業参入を容易に進めるためにほかならないのではないのでしょうか。この点の市長の思いをお聞かせください。

3つ目の市の農業再生協議会が受諾した農地中間管理機構、この現状と今後の見通しについてですけれども、最近のマスコミ報道によりますと、出し手受け手といたしますか、目標も5倍とも8倍とも、そういう報道がありました。まずは当市の現状を教えてくださいたいんですが、しかしその後の、前段言いましたように、米価の長期の下落の動向を見て、今後、実際どうなっていくのか。やはり単純な扱いはできないものと思いますし、よく見きわめる必要があると思うんですけれども、この点どうでしょうか。

4つ目のTPPの動向であります。そして、推移でありますけれども、この間のJAを中心とする反TPPの運動で、もちろん我が党も一点共闘という立場でともに闘ってきましたが、この交渉参加国12カ国に日本の動きが、運動が大きな影響を与えて、いわゆるこのTPP丸は漂流の兆しがある、そういう説が今聞こえております。交渉、決定という断念をさせるまでやはり地方農業界のアクションというのが決定的だと思うんですけれども、市長の所見はいかがででしょうか。

そして、5つ目の早場米がやはり連動する本米価の下落は、やはり私は必須だと思います。したがって、大変な赤字、コストの半値にもならないという話も、情報もあります。ですから、大変なこの下落分、あるいは下落分の一部でも米価への直接支援、市として支援はできないものかということ伺います。

大きな2つ目の災害に強いまちづくりについてであります。

ご承知のように、常態化に伴う豪雪や一連の災害は、農業への直接的なダメージを初め、工場の撤退、あるいは商店街の沈滞化とともに観光に大きな負担となっていますし、それが人口減にもつながっていると私は思います。

今、北国の多くの県で、地方自治体で話にもありましたように、克雪、あるいは利雪に向かって懸命な研究開発に余念がありませんが、現下の状況でいえば、やはり少子高齢化やあるいは担い手不足などで、どうしても除雪等に困難を来す、そういう状況は否めません。やはり既存の施設、消雪パイプあるいは流雪溝、融雪溝等、この施設の整備が今や欠かせない重要な課題ではないかと思えます。

また、今冬というんでしょうか、豪雪がありました。この間の被害に、やはりこれまで論議ありましたように大変な被害があつて、そして拍車をかけております。関係農家、本当に起き上がるに大変でありますし、経済的にも立ち行かない、そういった土壇場にもあると思えます。もちろん、市もそれなりの対策はとられたわけですが、やはりまだまだ不十分なのでないでしょうか、私はこのように思うわけでありませう。

あわせて、災害に強いまちについては、やはり何といたっても積雪時の地震への備えとして、これまで一般に指定された避難所へ駆け込むというふうにされていますけれども、以前、議会でも論議ありましたように、東日本大震災を契機として、県でも大きく見直しをかける、それを受けて市も防災計画を見直すとしております。

先ごろの県の防災訓練、大がかりでした。そして、やはり自衛隊、それから全県から動員された消防の皆さんの大変な頑張りのありましたけれども、住民からすると物々しい、そういう雰囲気でもあったという話もあります。

私自身は、関係住民住宅のところいろいろ聞いたり、見ておりました。その中には事前のチラシと、あるいは自治会の指示もあつて避難所に向かう、そういう行動もありましたけれども、中には、やはりちょっと用事があつて行けなかったという、そういうのが何組かありましたし、いってみれば実家に来て初めて今知ったということで、わからなかったという、そういったさまざまのものがあつた。ですから私は、いわゆる危機感といいますか、そういうことはあまり感じられなかったわけですが、いずれにしてもこの想定は、震度7という最大級の地震発生を想定したもので、これは大変な大きな範囲に及ぶものですし、実際、一旦起きるとすれば、瞬時の対応は、やはり言われるように、住民一人一人に委ねるのは必定であります。

市当局が掲げるこの自主防災組織づくり、今日も話ありましたように、これをどのように進め、現在

どういふ状況にあるのか、以下3つの項目で伺いたいと思います。

まず、1つ目のこの消雪、融雪溝施設の整備の拡充についてですけれども、やはり老朽化、あるいは渇水等もあって、なかなか今、困難を来しております。あわせて長寿命化も叫ばれていますから、やはり担い手不足の現状、あるいは経済的な困難もあって、その修繕や更新については現在の補助基準ではなかなか事業を望めない、こういうのが実態ではないでしょうか。ですから、その見直し、利用しやすい補助基準を図られないかということでもあります。

2つ目は、ご承知のように異常気象で果樹振興を初め、そして米あるいは野菜づくりなど、全般的な、そして計画的な支援が必要だと思えます。果樹でいえば、本当に心も折れている、こういう状況下で果樹振興の立て直し、やはり何とかしなければならないという、そういう思い、市長にもあるようですが、もっともっと手厚いものを私は必要だというふうに思えます。

あわせて、米の食味が、今これも異常気象、空の大変な変化で、北海道にトップを渡しております。そういう米づくりでありますし、重点作物のエダマメや主力のスイカ等、産地の競合で安値が今なされております。そういったことから、やはり大きな視点で改善策が私は急務だというふうに思えます。これについてどうでしょうか。

3つ目の積雪時の地震への備えについてですけれども、去年も秋田大学との連携で、中間の研究発表がありました。私も参加しまして、大変貴重なデータといいますか、勉強させていただきましたけれども、その後、大学との連携事業、あるいはそのほかの対策等あったのかどうか。そして、やはり大きな災害ほど初動といいますか行動が決定的で、一人一人のそうした災害に向き合う意識といいますか、まずなければなりません。なかなか一般にまさかといった、そういうのがやはり横行していて、実際進まないというところも現状でありますので、そういった意識の点からも、意識の向上からも、早急な手だてを講ずるべき段階に来ているのではないかということをお願いして、質問いたします。ありがとうございます。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 斎藤議員のご質問の1点目の、国の農政改革の地域農業とのかかわりと影響について5点質問がございましたが、順番に答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の知事の米づくりが人口減の原因という話を聞いてどう思うかということですが、佐竹知事の発言は、秋田県の最大の課題である人口減少問題について、定例記者会見での質問に対し自身の考えを述べたものであります。その内容は、秋田県には稲作に適した広大な農地があり、農業の労働生産性という観点からは非常に効率のよい県である。しかし、労働生産性が高いということは、人手を必要としないということを意味しており、こういったことが人口の流出につながった要因の一つであるという分析結果を述べたものであり、米づくりそのものを否定したものではないようでございます。これは、今年度、県が立ち上げた人口問題対策連絡会議において、多面的に人口減少問題を分析し、

危機感を持って取り組んでいきたいという思いからの発言であると思います。

今回の佐竹知事の米づくりが盛んになると人口が減少するという発言については、この部分だけが強調され報道されたために、大きな反響を呼んだものだと認識をしておるところでございます。

続きまして、2点目のJA中央会、農業委員会の解体は、またTPP反対だということに対してのご質問でございました。

農業委員会や農業協同組合の見直しについては、政府の諮問会議であります規制改革会議の答申に盛り込まれ、答申に基づく農業委員会や農業協同組合などの見直しを取り入れた骨太の方針などを6月24日に閣議決定しております。今後、政府は閣議決定に沿って改革を進める方針で、来年の通常国会に関連法案を提出する準備をしているものと思われまます。政府の諮問会議が示す改革の狙いは、競争力のある農業、魅力ある農業をつくり、農業を成長産業にするとともに、農業に従事している方が豊かになるような農業・農村を実現するためとなっております。

農業を基幹産業とする本市としては、当事者である農業委員会や農業協同組合、さらに各農業関係団体や農業者などの多様な意見が関連法案などに反映され、農家が意欲を持って営農活動に取り組むことができる制度になるよう、今後も農政改革の行方を注視し、対応してまいりたいと考えております。

続きまして、この項の3点目の農地中間管理機構の中身についてのご質問でございました。

地域農業の中心となる担い手農家への農地の集積や集約化を進めるため、出し手となる農家から農地を借り受け、担い手農家へ貸し付けを行う農地中間管理機構について、秋田県では公益社団法人秋田県農業公社を指定し、4月1日から業務をスタートしております。

本市では、秋田県農地中間管理機構の業務の一部を横手市農業再生協議会が受託し、7月1日から受け付け業務を開始いたしました。所信でも申し上げましたが、農地の借り受け希望者の公募は7月1日から31日まで行い、260件、1,207ヘクタールの応募がありました。また、農地の貸し出し希望については7月1日から通年で受け付けることとしており、8月末日現在で196件、197ヘクタールの申請を受けております。現在の業務の進捗状況は、農地の受け手と出し手の交渉を行っており、交渉がまとまると11月には県の公告を経て、受け手農家へ農地が貸し出されることとなります。

本市では、高齢化の進行や、地域によっては担い手不足による農業生産活動の低下、国内外の産地間競争の激化など、厳しい状況に対応するため、集落営農や農業生産法人の設立が進んでおります。

市では、このような担い手農家への農地集積率を現在75%のところ、おおむね10年後に90%とする目標を定め、農地中間管理事業により農地の集積を進めることとしており、JA秋田ふるさとや農地中間管理機構など関係団体と連携し、制度の周知に努めながら機構事業を活用した農地の集積を推進してまいります。

続きまして、TPPの推移と交渉撤退とその展望についてのお尋ねでございました。

TPPに関しましては、日米間の実務者協議は引き続き行われておりますが、以前から申し上げているとおり、交渉内容の詳細は公開されず、いまだに国民の理解を得るに十分な情報の開示は行われてい

ないのが現状であります。今後の交渉において、仮に関税が撤廃された場合は、輸入農産物との競合などにより国内農業が重大な影響を受けることが予想され、関税以外の分野においても、食の安全や医療など、さまざまな分野への影響が懸念されているところであります。

そのため、市としては、高収益農業の実現や6次産業化による付加価値の高い農業の推進など施策を進めるとともに、国に対しては、食料自給率や安全保障に関する基本方針を示すことと、農村社会の維持や雇用確保など地域政策の面でも具体的な対策を講じるよう、県や近隣自治体と歩調を合わせて要望してまいります。

この項の最後、市長による米価への直接支払い支援はというお尋ねでございました。

国では、米価の下落により収入減となる農業経営への影響を緩和するため、農業者抛出に基づく収入減少影響緩和対策を実施しております。この対策は、米の販売収入が標準的収入を下回った場合、その差額を農業者の抛出に応じて最大で9割程度補填するものであります。また、本年度に限り、対策に加入されていない農業者については、今後、国から示される金額の5割程度が補填されることになっており、今年の米価格の下落については、この対策を活用してまいります。しかしながら、この対策は来年度から認定農業者、集落営農組織などに限定されるため、加入できない方を含めた全ての農業者に米価下落による収入減少分をカバーしていただけるよう、農家の皆様には本年度から拡充した産地交付金を有効に活用していただきながら、市としては、これまで取り組んできた複合経営のさらなる安定化を図ってまいります。

続きまして、大きい質問の2点目でございます。

災害に強いまちづくりにつきまして、3点ご質問がございました。

まず1点目の消雪、融雪施設整備とその拡充についてのお尋ねでございますが、お答えをいたします。

現在、市内に設置されている消融雪施設のうち、流雪溝、融雪溝については167カ所が設置されており、総延長が130.1キロメートルとなっております。また、消雪パイプについては81カ所が設置され、総延長が26キロメートルとなっております。

市では、除雪活動団体に対して、横手市除雪活動費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。ご案内のとおり、消融雪施設の新設や更新に係る費用については、上限はございますが、2分の1以内で補助金を交付しており、除雪活動団体に交付している補助金の実績は、平成25年度において、流雪溝、融雪溝施設の設置や修繕の費用として約650万円、電気料などの維持管理費用として約1,750万円となっております。補助率につきましては、横手市補助金等の適正化に関する規則においても、基本的には3分の1としておりますが、特に奨励的と認められるものについては2分の1として、除雪に関してはこちらを適用しておりますので、補助率の拡充については難しい状況にあります。現行の制度を活用いただきながら、除雪活動にご協力いただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目の果樹や他品目への支援策についてのお尋ねでございました。

農業への自然災害については、今後も大雪による被害が懸念されるほか、今年のように天候不順が続

き、果樹だけでなく野菜や花卉の生産農家の皆さんも大変ご苦勞されておられると思います。

果樹については、これまでの雪害復旧の支援に加え、今年度から予防策として果樹産地強靱化対策事業も実施しております。また、地域によっては、意欲的な担い手も育っており、そうした農家のネットワークを生かしながら、高齢農家と若手農家が共存する足腰の強い果樹産地の復活を目指してまいります。

果樹以外の農産物については、県の農業試験場において高温に強い水稻品種、秋のきらめきなどの選定や、野菜、花卉においても秋田県の気候を生かした新作型の開発など、天候不順に対応した栽培技術の確立も試験、研究されております。

市といたしましては、農家が安心して農作物を栽培できるよう、関係機関と連携しながら、災害に強い産地の確立に向けて、技術の普及などに取り組んでまいります。

最後に、積雪時の地震への備えと自主防災組織づくりにつきましてご質問でございました。お答えをいたします。

今年の2月に積雪期の地震を想定した冬季、冬場の総合防災訓練を初めて増田地域の狙半内地区で行いました。本年度は市街地で訓練を行うことを計画しております。

また、秋田大学が自治体と連携して取り組んでいる地（知）の拠点整備事業、地は地面の地、もしくは知恵の知でございりますが、では、積雪寒冷期における地震防災を課題の一つに選び、取り組んでおります。

このような訓練や事業を参考に、積雪期の防災計画の策定を目指しております。積雪期の防災計画を策定する上で、中心的な役割を担うのが各地域の自主防災組織であると考えております。しかしながら、自主防災組織を立ち上げるのは非常に厳しい状況にあります。

そこで当市では、自治会や町内会、消防団などの既存の組織に近隣住民の安否確認や災害弱者の避難支援などの防災に係る最低限の役割を担っていただく自主防災活動を考えております。

なお、先日実施されました秋田県総合防災訓練では、300人を超える朝日が丘町内の皆さんにご参加いただき、共助の活動を実践していただきましたが、これを模範とするとともに、平成24年に設立して活動している4つの共助組織も参考にしております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番（斎藤勇議員） 最初に、所信表明にありました作物、作柄の順調な推移を見ていると、生育を見ているということがありました。もちろん、原稿を書いた時点とかいろいろあるんでしょうけれども、しかし、容易に8月のこの日照不足等で大きく作柄が見直し、変化に今なろうとしております。そして、今言ったように、米価と一般野菜も含めて価格に大変な変動、安値の状況が続いておりますけれども、この点、ずれもあるかと思いますが、改めてこの点をちょっと問います。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 米の作柄につきましては、議員がおっしゃいましたやや良で推移しております。

このところの長雨あるいは異常気象の部分がありまして、今捉えておりますのは、スイカの部分については8月の中旬の天候不順により値動きが鈍く、厳しい販売状況になっているというふうなことで、価格についてもいい価格にはなっていない状況であります。それからエダマメについては、各産地とも入荷量が少なく、相場は横ばいで経過する見込みである。それからアスパラについては、8月の中旬から全国的に品薄傾向で、高単価に推移しております。それからシイタケ、キノコ、菌茸類であります、全国的に生産量が少ないというふうなことで、単価維持の状況で今推移しておるというふうな、今のところの状況であります。

以上です。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番(斎藤勇議員) やはり今言った、天候による価格の変動はもとより、この間の価格の政策的なもので、やはり大きく米価が下がってまいりました。半分やら、あるいは今の状況ですと、下手すれば3分の1という話もあります。今言った、答弁された知事の発言、生産力が高いから雇用が生まれなくて減ったという、まあ一部あると思いますけれども、主要な面はやはり低米価、食えない米価、これに私はあると思うんですよ。そういったことが農家の中では、あるいは農村で、自嘲的なそういう会話があって、ですから新卒の若い皆さんも、あるいはUターンも、そして一生懸命継いだ人も出ていってしまうという、そういったものがいってみれば加速的に進んだという、そういう側面、私は大きいと思いますけれども、市長は今のことも含めてどう思われますか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 もちろん、米の単価によりまして農業生産額は当地においては、もちろん秋田県においても、ものすごい額に差が出るという、しかも昨今は下落一辺倒でございますので、その農家所得に与える影響、また、農家も地元において経済活動、消費活動をするわけでございますので、その農家の及ぼす地域経済に与える影響というものも大きいものと認識をしておるところでございます。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番(斎藤勇議員) 次の農業委員会や中央会の実質解体論についてですけれども、農政改革あるいは諮問の規制改革会議等で、やはり審議委員のメンバーは主として財界代表が多いともいわれ、ローソンの社長も、随時、これからの農業は企業的なものだとか、あるいは競争力に強くなければならないという、口を開けばそういうことがあります。一部ありますけれども、そういうことになるとは思います、現状ではやっぱりなかなか私はいわゆるそういった合理性はないというふうに思うわけでありませう。

今言ったその中央会あるいは農業委員会の実質解体のいわゆる農政改革の前提は、やっぱりTPPであります。この間、本題にも言いましたように、中央会を初め農業会議、その他多くの方々が反対をし、もちろんその中心的、先頭になったのは農協でありますけれども、この中央会というのは、全国のそういった司令塔に間違いありませんし、大きな役割を果たしてまいりました。農業委員会もそのとおり、

さまざまなこういった放棄だとか乱開発とか、さまざまなことで委員会の役割、本当に大事だということこの間言われてきておりますだけに、やっぱり私はこの両団体のまず大きい役割、歴史もありますんで、存続の声というのはやっぱり今ここで大きく展開しなければならないというふうに思います。そういうことで、これは要望にもなると思いますが、大いに議会からも、そして市からも、大いなる声を上げていきたいなというふうに、これは共有と同時にお願いでもあります。

次に、農地中間管理機構の状況でありますけれども、やっぱりこれだけダメージといいますか、参っているその側面というのは否めない事実ではありますんで、一定程度の集約化というのは必要ですし、既に始まっているわけですが、国の目指す、あるいは安倍政権の目指すこの農政改革というのは、ご承知のように、8割をいわば大規模を担い手、あるいは企業に委ねるというのを明言しておるわけで、そうしますと逆にこの、それこそ2割は、ある意味、国も全く気をつけないとほったらかしということにもなりかねないし、横手は中山間地の農業、いろいろな面で踏ん張って頑張っておりますけれども、その役割大きいものがございまして。山林も含めてなかなか広い地域でもありますんで、そういう点、単純には私は言えないし、そもそも大規模というのは、例えば前回言いましたように、現状のこの例えば家族農業ですけれども、5町歩、10町歩、あるいは15町歩ぐらいまでは、家族農業それ以上にも頑張っておりますけれども、やっております。しかし、やっぱり補助金が5割から6割も所得を担っておるわけで、単純にやはりいかないし、私は逆にむしろ小さい農業よりも厳しいもの、まあ比較しますと厳しいもの本当にあると思うんで、そこら辺も視野に入れた検討、単に進めるんでなくて、やはり大いなる検討が私は本当に必要だというふうに思うんですよ。その点、市長いかがですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 集約化というものは、農業といえども競争社会でございますし、今となつては、やはり海外とも競争しないといけないというような現状の中では、効率性をより実行していくという上では、また、今のその農業離れというものを吸収していく上でも、流利的には必要な部分は大いにないと認識をしておるところでございます。

国としては、産業政策としての農政というものをそういう集約化によって進めているわけですが、もちろん地域政策、地域を維持するための農政というものも一方で進めていかないと認識しておるところでございますので、その点、地域の実情というものをもちろん国のほうにも県のほうにも伝えていきながら、何とか農業が廃れることによって地域が廃れることのないように、今後も頑張っていければというふうに思っております。

○木村清貴 議長 斎藤勇議員。

○4番（斎藤勇議員） このTPPについては、先ほど近隣の町村との歩調を合わせながら、きちっと頑張っていくというふうに私理解しましたので、次に移りますけれども、この下落分への支援について、私は認識がちょっと違うのは、いわゆるナラシ分とかちょっとありますが、これは3分の1の補助率、私はそういうふうに理解しております。ですから、これほどの下落となれば、ないよりはましというこ

とになりますけれども、なかなか厳しいし、しかも加入者のみという話も聞いておりますので、この辺の適用の関係で、いま一度ちょっと説明してもらえますか。

○木村清貴 議長 農林部長。

○佐々木隆 農林部長 米の下落部分について、まだ私たちのほうにはわかっておりませんが、9月12日に全農の秋田県本部運営委員会、全県のJA組合長会議の合同会議が開催される予定であります。これまでの状況を見ますと、その場で下落の部分は示されるのではないかというふうに、昨年度の状況を見ますとっております。いろいろこれまでの推移を見ますと、平成22年につきましては9,000円、23年度は1万1,000円、24年度は1万3,500円、それから25年度につきましては1万1,500円というふうな形で推移しておりますが、米が現在、25年産米を含めまして相当だぶついているというふうな状況からすれば、議員がおっしゃります早場米地帯の下落というふうなものを鑑みますと、下がるというふうな状況にはあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番(斎藤勇議員) 本壇にも言いましたように、やはり大変な下落分、当局も今言いましたように、私はこれまで、例えば概算金、農協で7,000円、8,000円、しかし追加払いということで、1万円あるいは9,000円、そして1万1,000円とかという、そういう推移ありました。しかし、今度はそうはいかないと思うんです。大変な国際環境、そして農政改革の4年後の減反廃止やら、過剰米にも打つ手なしということで、これまでのそういった実績といいますか、やりとりはやはりなかなかないものと思って、厳しいものがあると思いますので、そういう意味でも、市として緊急避難的な援助というものはやっぱり必要だというふうにこれは思いますので、切に要望します。

次に移ります。

災害に強いまちのことですけれども、消雪、流雪溝、これは早くからそのとおり設置されておりました、やっぱり老朽化が目立ってきております。本壇にも言いましたように、少子高齢化、担い手不足等もあって、そしてこのとおり豪雪が4年、そして今年も大いにあり得るというそういう予測から、やっぱりこの施設整備、せつかくの施設でありますので、やっぱりこう機能がよく功を奏すという、そういう維持、そして長寿命化も含めてとなれば、やはり適切な時期に、ひどくならないうちに修繕もし、場合によっては更新も必要だというふうに思います。

しかし、今の補助基準では、残念ながら上限、例えば300万、500万かかっても修繕であれば100万円、あるいは更新であれば130万と低いもので、関係する住民への負担がやはり相当大きいわけでありまして。したがって、やっぱりこの際みずから何とか直したいという、そういう思いは強いわけでありまして、この補助基準の見直し、私としては3分の2ぐらいの補助、そして上限は余り問わないようにというふうに私思うので、その点、改めてひとつお願いします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 消雪であるとか流雪溝、融雪溝は、今まで地域の皆様のご理解と協力によりまして、現在も展開されているわけでございますけれども、地域によっては人口減少に伴う分担金の割合が一人当たり増えてしまうであるとか、そういうような状況というのは聞いておるところでございます。

やはり、雪に強いまちとか、それはイコール災害に強いまちにもつながると思いますので、しっかりと今後もその現状というものを見きわめて、今後の対応に当たる材料にしていければなというふうに思っておるところでございます。

○木村清貴 議長 斎藤議員。

○4番（斎藤勇議員） ちょっとわからない答えでありました。

ともかくひとつ協力のご支援をよろしくお願いします。

3番目の積雪時の地震への備え、そして自主防災組織づくりということで答弁ありましたけれども、結論的にはなかなか自主防災の組織づくりは厳しいということで、今の既存の自治会、あるいは町内会というふうにそこに委ねてできること、小さいことから始めていただきたいということでした。

わかるんですけれども、しかし、自治会にとって、あるいは町内会にとって、近隣の状況を見ますと、やっぱり例えば役員体制なんか1年交代というのはよくあるんですよ。ですから、なかなか限られてくる、あるいはなかなかおらだもできないとかというような、これ私は率直に返ってくると思うんです。非常にやっぱり難しい。

しかし、事態はやはり容赦はしませんで、豪雪、そしてこの大変なときに、積雪時にぐらっと来れば本当にどうなるのか、議会でもありました。3.11が2.11、あるいは1.11であればどうなるか、大変な災難だったろうという思いを私もしますんで、やはりその面での強化というものは本当に必要だと思います。秋田大学の貴重な講演がありました。本当に1メートルも積もれば大変な事態になる、そういうデータ、研究もあります。それだけに本当に末恐ろしい状況でありますんで、このことに関して既存というだけでなく、やっぱり何とかして自主的なそういう防災づくり、日常普段に取り組める、そういう組織づくりというのは、やっぱり当局がまず、さっき言いましたように、災害に向き合うというのがなかなかできない、向き合えない、まさか論です。

それから、消防議員連盟でも釜石等に2回ほど行きましたけれども、やっぱりこのまさか論が大きな被害を生んだという、そういう記録的な話があったように、こことてやはり豪雪ということでありますから、私は大いに大変な被害があり得ると思うんで、そういう視点からもやはり大きな構えと意志を持って取り組むべくものではないでしょうかということ、改めて聞いて終わります。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 まさにその名のとおり自主防災組織でございますので、地域が危機感を持って自主的に防災組織をつくり上げていくというのが望ましいわけでございますけれども、なかなか難しい現状にございますが、今、実際に、壇上でも話したと思いますけれども、市内に4つの組織が実際に動いているわけでございますので、そういった実例を紹介して啓蒙を図っていくと。そして、また今、今回も今

年度の冬においては、また冬季におけるそういった、もし災害が起きたときの検証もしっかりとするわけでございますので、そういった正確なデータであるとか、そういったものも住民の皆様の開示しながら、やっぱり冬季というのは地域の方々まとまって、いざ何かあるときには立ち向かっていかなければならないんだという機運を醸成することは、市としても精いっぱいやっていかねばならないのかなというふうにも思っております。

また今、おおよそ近い地域で農業の組合法人であるとか、集落営農の組織であるとか、冬場ある程度、人に余力があるような、そういうような組織化した団体、地域に根差した団体などもあると思いますので、そういった今までの自治会ということに捉われず、さまざまな方法というものも、もしいい例が県内もしくは市内にあれば紹介をさせていただきながら、その地域でまねできるものはまねしてもらおうというような、さまざまな取り組みというのを今後考えていきたいというふうに思っております。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開は午後2時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高橋和樹 議員

○木村清貴 議長 1番高橋和樹議員に発言を許可いたします。

1番高橋和樹議員。

【1番（高橋和樹議員）登壇】

○1番（高橋和樹議員） 会派みらい横手の高橋和樹です。

今回の質問は、自殺予防対策と高齢者の孤独死についてであります。ともに、今なおタブー視されている問題であり、関係者の方々には非常にデリケートな問題ではありますが、言葉を選びながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、自殺予防について質問いたします。

お手元の資料をごらんいただきまして、横手市の自殺数の推移や現状を感じながら聞いていただければ幸いです。

自殺問題については、全国で年間3万人以上の自殺者数が続いていた状況に対処するため、平成18年10月に設定された自殺対策基本法があります。その解説に、自殺は個人的な問題としてのみ捉えるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべき時期にある。政府においては、自殺の防止及び自殺者の親族等への支援の充実等を図るなど、自殺対策の総合的な推進を図っていくとあります。その後、現在まで全国で2万人後半に減少していることから、

効果があらわれているものと思いますが、現在の人数でも4年間で横手市が消滅する数字であります。

今年5月の報道に、県自殺予防対策推進会議の報告がありました。その中で、高齢者や働き盛りの世代、自殺未遂者への対策に継続して取り組む方針を確認したと書かれ、今年1月から4月の県内の自殺者は83名、昨年同期に比べ8人少ないことも報告されました。

また、県警のまとめでは、昨年の県内の自殺者は297人で、33年ぶりに300人を下回った。年代別では、80歳以上が58人で最も多く、60代が53名、70代が50人。原因別では、健康問題が半数以上の151人に上ったと報告されました。

また、6月の報道には、秋田県の自殺率が4年連続で改善され、民、学、官の連携による地道な取り組みが一定の成果を上げた形であると掲載されました。

果たして、横手市はどうなのでしょう。

また、お手元にごございます資料をごらんいただければわかりますが、平成に入ってから、横手市も昨年の22人以前は三十数人から四十数人の間を推移しておりました。ここでも、特に中高年の自殺者数が多く、70代、80代の高齢者が自死に追い込まれていることが残念でなりません。

そこで、市は、自殺の現状と原因をどのように把握し捉えているのかを伺いたいと思います。

次に、自殺予防対策事業についてであります。

先日、秋田市を中心に、県内で自殺予防の活動をされているNPO法人の代表者の方から、横手市の自殺者数が平成24年の36人から昨年25年の22人に減った理由は不明であるというお言葉をいただきました。私は、横手市が民、学、官の連携した取り組みの結果であると評価されないことが非常に残念でした。また、数字だけを見ますと、昨年から14人減ったということになりますが、自殺者は毎年毎年積み重なっていくわけで、お手元のグラフに記載している16年間で、630人の横手市民の方々が亡くなっているわけです。

県では、心はればれ県民運動推進事業として情報提供や啓発、相談体制の充実、鬱病対策、そして予防事業と4つの項目で年間の取り組みスケジュールを打ち出し、1年を通してさまざまなキャンペーンや事業に取り組み、実施しているようです。

では、横手市の現在の自殺予防対策事業についてであります。本年度の予算措置、4款1項3目、健康増進費に232万9,000円を計上し、心の健康づくり事業として相談事業、人材養成事業、普及啓発事業などを実施すると伺っております。これは、政府の地域自殺対策緊急強化交付金からいただいている基金であり、約200万円という金額が多いか少ないかは別として、多ければ自殺者が減少になるとかの費用対効果ははっきりとわからない事業であるとは思いますが、その進捗状況と今後の課題があれば伺いたいと思います。

大きい2つ目に移ります。高齢者の孤独死について質問いたします。

最近、孤独死と孤立死という2つの表現が用いられているようですが、孤独死の場合は、家族や地域住民、知人との交流がある中でも、自宅等で疾病等により1人で亡くなった場合をいい、一方、孤立死

は、周囲との交流がなく地域から孤立している状況の中で、自宅等で誰にもみとられず1人で亡くなり、死後長期間放置されていた場合を、孤立死と表現しているようです。

今回の質問では、区別なく孤独死と表現したいと思いますので、ご了承ください。

初めに私がこの問題に取りかかろうとしたとき、1つの疑問が生じました。それは、孤独死とは本当によくないことなのかという疑問でした。昨今は無縁社会といった言葉がはやり、大きな社会問題として取り上げられていますが、孤独死とはその延長線上にあり、個人の歴史や事情を知らない他人が、その亡くなり方の是非を判断していいものなのかどうか、住みなれた自分の家でひとりで亡くなることは悪いことだろうかと考えました。いまだはっきりとした答えはわかりませんが、高齢者を見守り、孤立化させないための取り組みを皆さんと考えていくために、問題提起させていただきました。

横手市内でも、ここ数年間で数件の孤独死が発生しております。発生状況や原因はさまざまではありますが、市ではその現状を把握し、調査されておりますか。また、予防対策と今後の課題は出されておりますか。

以上、高齢者の孤独死について2つ伺います。

最後になりましたが、今回の質問は2つとも死に関することであり、タブー視されていることでもありました。しかし、市民の命を守るためには、個人の問題でもなく、医療問題でもなく、大きな社会問題として捉え、守れる命は守るという神聖な闘いと考えていただけることを切に願い、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 高橋和樹議員の1点目の質問でございます自殺予防対策につきまして、2点お尋ねでございました。まとめて答弁をさせていただきたいと思っております。

自殺の現状については、平成15年、16年の自殺者数が50人で、それがピークでございました。平成24年には36人、平成25年には概数で22人となり、前年より14人の減少となりました。平成24年は男性が24人、女性が12人で、男性は働き盛りの50代が多く、続いて70代となっております。女性では80歳以上の高齢者が多く、次に60代と続きます。自殺の要因としては、健康問題、経済、生活問題、仕事の悩み、家庭問題などが挙げられます。

自殺予防事業につきましては、ストレスや悩みなど心の健康状態を調べる地域診断を行い、市民に心の健康への関心を持っていただくため、鬱予防のチラシなどにより理解を深めてもらっております。また、弁護士による多重債務相談会のほか、ボランティアの寸劇による巡回健康相談も実施してまいりました。平成24年度からはメンタルヘルスサポーター養成講座を実施し、地域における実践的なサポーター活動を担う人材を養成しております。

今後の課題としては、自殺未遂者及び自死遺族支援が挙げられます。悩みや心の問題が潜在化しやすいという面もあり、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会全体で取り組む必要

があります。

今年度からNPO法人と連携して、実践的自殺対策の推進事業を横手市で実施することとなりました。地域と関係機関のネットワークを強化しつつ、対策を推進してまいります。

次の2点目の高齢者の孤独死についても、2つお尋ねがございました。まとめて答弁をさせていただきます。

高齢者の孤独死については、法的に的確な定義がないため、実態を把握することが極めて困難な状況にあります。市消防本部の調べによりますと、ひとり暮らし高齢者約4,000人のうち、平成23年度13人、24年度25人、25年度に20人の方が亡くなっており、それが孤独死につながるかどうかは不明でございます。なお、全国的には孤独死の発生率を1.74%と推計している調査機関もあります。

次に、市の予防対策についてであります。地域の方々の見守りが非常に重要であると考えております。社会福祉協議会の地域福祉活動やNPO法人などとともに連携し、地域の皆さんによる見守りネットワークの構築と拡充を、今後も支援してまいります。

なお、緊急時の支援要請手段として、緊急通報システムを249世帯に、ふれあい安心電話を290世帯に設置し、要援護高齢者などの支援を行っているところです。昨年度、両システムに合わせて21件の通報があり、うち13件が救急搬送となっております。また、近親者や支援者の連絡先などを記した災害時あんしんリストに2,800名の方が登録されております。さらに、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を記して冷蔵庫内に保管し、救急隊員に情報を伝え、迅速かつ適切な対応につなげる緊急時あんしんボタンを1,347世帯に配布しております。昨年度のボタンの活用件数は27件となっております。今後も、地域の安心・安全に資する事業について周知を進めてまいります。

以上でございます。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） ご答弁ありがとうございます。

再質問の順番を孤独死のほうからさせていただきます。

今、市長がおっしゃいました横手のシステム、実はここに1つの事例がございますので、お聞きください。昨年、市内でひとり暮らしをしておりました方が亡くなりました。その方は、市の、先ほど申しました緊急通報システムやあんしんボタンも積極的に利用されており、若干ご病気をお持ちだったと伺っております。地域の民生委員の方とも接触しており、ひとり暮らしながら自己管理をされて生活していたものと思われました。その方が孤独死として発見されるまでの経緯ですが、第一発見者は、家屋の電源が遮断されたための停電信号を受けた警備会社の対処要員が発見したものです。直ちに警察、救急、それからご親族、また民生委員の方にも通報されたものですが、電源が遮断された原因は、電気料金の未払いによるものでした。ブレーカーを電力会社で切ったとほぼ同時に、通報機器が異常信号を送ったものと思われ、本来であれば本人の手で押され通報されるべきシステムが、別の形で機能したことになります。発見されたときは、死後1週間ぐらい経過しておったと聞いております。電気料金の未払いは、

病気のため支払いに出かけられなかったためと推測されます。

そこで、健康福祉部長にお伺いしたいのですが、この事案を聞いてこれを防ぐためには、どの時点で何が行われれば防げたものですか。ご意見をお聞かせください。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ちょっとこうイメージできませんでしたが、その方がどういうサービスを利用していたか、午前の質問でもありましたけれども、そのはざまの部分で、ヘルパーさんですとか例えばケアマネージャーが入るようなサービスを利用していれば、もう少し早く未然に防げたかなというふうにも感じておりますけれども、ちょっとその方の生活の全体像が見えませんが、何とも言えませんが、やはりそういうひとり暮らしの方の場合は、そういうふうな心配される部分を何とか制度で補っていかねばいけないというふうに、今感じたところです。

以上であります。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） はい、ありがとうございます。

先ほども申しましたけれども、緊急通報システム、あんしんボタン、その他、市で行っていることは積極的に行っており、自己管理もされている方でした。恐らくヘルパーさんのおつき合いはなかったと思います。

ここで問題なのは、電気が止められたというところであります。東北電力さんになるかと思いますが、何か月滞納すれば電気が止められるのか、私はちょっとわかりません。そこら辺は調べておりませんが、恐らく1カ月なり2カ月なりの期間がそれまでであるのではないかなと思います。その時点で、例えば電力会社さんの検針の方がそこで異常に気づけば、電気を止める前に発見されたのではないかなということだと思います。

また、民生委員の方を責めるわけではありませんが、民生委員の方も積極的に接触しようとしているわけですから、残念ながらその場にSOSのあったときには行けなかったというのが、これは事実であります。

ですから、東北電力さんを責めるわけではありませんが、検針その他何らかの理由で支払いができない、それまでずっと支払っているわけですから、そこで例えば電力さんの協力をいただいて、市に対して情報を提供する、そのようなシステムが今後必要なのではないかなということで部長にお伺いしたわけなんです。今年の8月の官報速報の中に、愛知県蒲郡市というところで、日常的に市内の各戸を訪問する事業者に見守り活動に参加してもらうことで、高齢者世帯の異変に素早く対応する体制を整えるという高齢者見守り事業者ネットワークというものがスタートするということでした。その事業者というのは新聞販売店、地元金融機関、郵便局、電気、ガス事業者、生協さん、あと農協さんといった個人の家に入りにできる事業者さんと提携をして、連絡網をつくるというのが狙いだそうです。

かつて横手市でもそのような動きがあったと聞いておりましたが、いまだに何か出てきていないよう

な気がします。もし、ひな形があるのであれば、至急、防災の支援業者ではありませんけれども、あれと同じ位置づけで業者さんの皆さんにご協力をお願いして、その橋渡しを市がやっていただけるようなシステムをぜひとっていただきたい。そうすると、この方は助かったかもしれない。まあ、そういうことです。ひとつ早急にご検討くださればありがたいと思います。

次に、市と福祉協力員、それから民生委員の方々との情報共有、それから連携は、今の現状はどのような形で連携されているのか教えていただきたい。お願いします。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 先ほどのその見守り、SOSのネットワークだと思うんですけども、それにつきましては、私、地域支援事業を平成18年から担当したときに、何回かその関係者と会合を開いて、こういう形をつくれなにかというふうな話し合いをしたことがございます。ただ、その中で、それぞれの団体で、既に独自のそういう見回りを取り組んでいるということで、全体的な仕組みをつくれなかったというふうな課題がありました。それから何年か経過しましたが、先般、厚生常任委員会の視察でもそういうふうなSOSを視察してまいりました。ということと同時に、この度、県のほうで、こういうSOSネットワークをつくるという助成金がありまして、市内のNPO法人がそれに提案をいたしまして、今回採択になっております。ということで、そのNPO法人は横手市内にそのSOSネットワークをつくるということを目的にこれから活動していくこととなりますけれども、どうしても行政が主導してやると何となくこう気持ち的にはやらされ感というものがありますけれども、地域から沸き上がったこういう組織をつくらうことを横手市もサポートしながら一緒につくっていくということで、何とかそういうふうな形をつくり上げていきたいというふうに思っております。

それから、民生児童委員と福祉協力員との連携体制ですけれども、民生児童委員につきましては、毎月1回、定例会を開いております。そちらのほうには、地域局の職員ですとか、それから福祉関係部門の職員が出向いておりますし、私も時間があればできるだけその定例会には出席するようにしております。そういう中で、地域の問題ですとか、いろいろなことを情報交換したり、実態把握をしながら、何とか見守りをしていこうというふうに思っています。

それから、福祉協力員ですけれども、これは社会福祉協議会で任用する職の方々ですけれども、これにつきましては、どうしてもこう合併前の流れがありまして、地域の行政協力員と兼ねていたり、それから任期が定められておりますけれども、1年ごとに改選されたりというふうなことがありまして、なかなか民生委員との連携というところでは地域差があるという実態を把握しております。

以上です。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） 先ほどの件ですが、NPOさんが今これからやろうとしている話を私も伺っておりますが、しかし、そこに個人情報というのがありますので、その橋渡しというのはやっぱり行政の仕事ではないのかなと思います。あとでも質問しますけれども、いわゆるその方に任せきりではいけな

いということですね。連携をひとつきっちりとっていただきたいと思います。

あと、民生委員の方々はまだ管轄が違いますけれども、一所懸命やっつけらっしゃる方がほとんどだと思います。ただ、その個々の温度差というのはやはり若干ありまして、そのすき間を埋めるために福祉協力員という方がいらっしゃるわけなんですけど、聞いていきますと、今余りいなくなったと聞いていますが、民生委員の方と兼務されている方、それから町内によっては持ち回りの町内会長さんと福祉協力員を一緒にされている方、地域の状況を把握するためには、その持ち回りでも非常にいいことだと思いますが、うまく引き継ぎされていないために、どうしても向き不向きがあって、その活動がうまくいっていないという現状もあるようです。ぜひその一月に一度の集められたときには、100%の参加率でひとついろいろな指導といいますか、励みになるようなお話をさせていただいて、活動に結びつけるようにお願いしたいと思います。

あと、先ほど何回か出てきましたけれども、市であっせんしています緊急通報システムなんですけど、今は多分、自分が何かこう、自分に異常があったとき、その方がボタンを押したりとか、ペンダントのスイッチを押したりとかして走ってくるというふうに想定しておりますが、今いろいろ機械も進歩しております新しいシステムが出ておるようなんですけど、これは部長は把握しておりますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 電話機能とか今、大変新しいものが出てきておりますので、そういうふうな活用も使った見守りというものも出てきているというふうに把握しておりますけれども、私が今思いついたのはその程度でございます。

○木村清貴 議長 高橋議員。

○1番（高橋和樹議員）簡単に言いますと、部屋の中にセンサーをつけて、その方がある程度の時間、それは設定できるようです、2時間でも3時間でも6時間でも、中で動かなかった場合、それが異常を感じて通報がいくということです。例えば、冷蔵庫のところにスイッチをつけておいて、1日1回もあかなかったとかというときは異常ということで、対処要員が来るというシステムのようなようです。恐らく市内で2社から3社の警備会社があるかと思いますが、恐らく提案はされているはずですが、部長が見ていないだけだと思いますので、ひとつそれも確認して、いいものであれば導入を進めていただければ、またここでも命を救えるものが一つあるということをご認識ください。

次に、自殺の再質問させていただきます。

自殺対策、予防で具体的な目標数値というのは、どのように考えておられますか。市長に伺いたいと思います。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 ただいま健康21の新規の計画を策定中ですが、当然それにも目標値を定めることになっておりますけれども、気持ちとしてはゼロですけれども、やはりそこら辺は数%の割合で目標値を定めることになると思います。

以上です。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） 部長おっしゃるとおり、答えはゼロなんです。減らすのが目的ではなくて、守ることが目標ですから。ぜひ10年なら10年計画の長いスパンで、今年の自殺者数をゼロに持っていくという意気込みで、お願いしたいと思います。

あと、先ほども普及啓発事業云々でお話しされましたが、今悩んでいる人たちへ確実にその方に届くという普及啓発事業というものは、どんなものが想定されますか。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 大変難しい問題だと思いますけれども、市長の答弁でもご紹介しましたけれども、メンタルヘルスサポーター養成講座というのを行っております。ただ、自殺につきましては大変専門性が求められる業務ですので、メンタルヘルスサポーターがどのような役割を果たせるかというのが非常に難しいところがありますけれども、そこら辺を、どういう役割が果たせるかというあたりを含めまして、地域の問題を把握できるように、またはその方が相談できるような仕組みを、そういうふうなことにつなげていきたいというふうに考えております。

幸い、メンタルヘルスサポーター受講生の方々がサークルをつくって、和生の会といますけれども、平和の和に生きると書いて和生の会と読むそうですけれども、そういう集団、サークルでいろいろ考えているというような動きも出てきておりますので、そう人方を支えながら、一緒に考えながら、そういうふうな自殺予防に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） いろいろな紙物とか、そういう媒体みたいなものは今どこに行っても見られずし、力を入れている市町村であれば市民課の受付のところのパンフレットの中にも挟んであったりしているようです。横手市にはなかったような気がしました。

実は、やはりこの問題というのは、おせっかいでもいいし押し売りでもいいんです。果たしてそのサークルの皆さんやNPOの皆さんがどこまで個人に入っていけるかというのは、これは非常に難しいと思います。ただ、その一つの垣根を越せるのは、行政の職員だと思います。あと橋渡しさえしていただければ、そこから先は専門の方に任せていただければいいというご判断で、ひとつ、今悩んでいる人たちに直接届く普及啓発事業を進めていただきたいと思います。

あと今、お話にありましたが、メンタルヘルスサポーター養成ということで、具体的な人数も、昨年も、現在もやられているようです。その方たちですが、自分で、大変な仕事だと思いますが、せっかく役に立ちたいと思い、講習を受けられ、修了証をいただいて、さあ世に出ますといったときに、行政のほうでその対象者との橋渡し役というのは、どのような方法でやられるつもりなのでしょう。その方が養成講座を修了して、そのままふだんの生活に戻って行って、その方たちが対象者を見つけて自分か

ら駆け寄って、自分から口を開いてもらうというやり方が果たして可能なのか、その橋渡し役部分を答えていただきたい。お願いします。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○佐野司 健康福祉部長 直接ご相談というのは難しいかと思えますけれども、まずいろいろな自殺に関する相談機関がありますので、そういうところにつながぐためにまず行政のほう、例えば保健師とか、そういうところに情報提供という形で、一緒に状況を把握しながらつなげるという役割があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番(高橋和樹議員) これも答えはないんですが、そのサポーターの中に男女もあれば、さまざまな特技、その他得意な分野とかあると思えますけれども、私はこの部分についてできますという人たちの意見を聞いて、その人たちに人を集める対応、いわゆる適材適所で活躍していただく手法をとってみてはいかがかなと思えます。全てが100%の方々ではないと思えますので、得意分野を生かしてそのメンタルヘルスをやっていただくと。その方たちには、ぜひどこが到達点なのかを説明させないと、中途半端に終わる可能性があります。

今までやられていました介護予防サポーター、認知症サポーター、その方たちが講習を受けて世に出ていって、今どのような活動をされているかご存じですか。それは、多分、尻切れトンぼになっているのが大多数だと思います。活動したくても活動できないという方も、中にはいらっしやと思います。

その相談を受けたサポーターの方が、果たして相談を受けて、さらにその方がどこに相談をするのか。例えば、市長や健康福祉部長がこのサポーターになられて、対象者と面談してお話を聞いたときに、次にどこに持っていかかわらなければ事は進まず、これが自殺未遂者であれば、自殺未遂者のさらにまた行為をする確率というのは非常に高いんですが、その方がそういう中途半端なサポーターに当たったのであれば、すぐまた次に向かってしまうというおそれがあります。

それも含めて、どうかサポーターが受けたものをどこに相談するかというシステムをひとつ民間のNPOの方と相談して、答えはあるはずですので、どうか道筋を立てていただきたいと思えます。

その方たちは、悩んでいる人に気づいて、声をかけて、話を聞いて、相談窓口などの必要な支援につなげて見守る人になっていただくと。この一連の流れをつくるのが行政の方の仕事だと私は思います。相談しましょうとか、気づきましょうだけでは意味はなさないと、私は思います。

次に、事故が起きますとほとんどの場合、警察、消防には救急の通報が行くわけなんですけど、警察は別として、消防に関しては市の機関であるということなんですけど、そういう事故が発生した場合、例えば消防署と連携といいますか、情報の共有といいますか、これは自殺もそうですし孤独死もそうですけれども、そういうシステムの構築というのは考えられないものかと。必ずここで出てくるのが個人情報の問題なんですけど、これ家族のご協力をいただければ、庁内の資料として関係部署と情報共有して、こ

れからの事後の調査研究として、事例をもとに今後の対策に検討できるのではないかなど。これは持論でありますけれども、そういう方向性を考えてみてはいかがかなと思います。この間、聞き取りのときに消防からは連絡は来ませんという速やかな回答でしたので、それ以上あれですけれども、こういう方法も一つあるということです。これもひとつお考えください。

あと、次に民間企業に、大きい会社になりますと必ずと言っていいほど、社員のメンタルを行っている部署が、今は常識的にございます。そこで、横手市の職員のメンタルはどのように現在行われているのか。市長、お答えください。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○石山清和 総務企画部長 私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

各事業所にはそれぞれ労働安全衛生委員会等々、まさにメンタルな部分以外の部分についてもいろいろと事故防止を兼ねた、あるいは健康管理というふうな組織化が行われているわけでございます。

私どもにもそうした組織がございしますが、今現在、メンタルヘルスの関係につきましては、職員に精神保健福祉士の資格のある保健師がおられまして、その方を中心とした心の悩み、あるいはストレスに係る相談事業的なものも対応できる体制を今現在つくって対応しているというふうな状況でございます。

○木村清貴 議長 高橋議員。

○1番(高橋和樹議員) ありがとうございます。

私もサラリーマンを長くやってきましたけれども、やっぱり自分で、そういうふうに私、余りくじけないほうですけれども、やっぱり同じ社内、もしくは同じチームの人間にというのは、信頼できる上司であれば上司に相談して指示を受けたり、お話を聞いたりすることがあると思いますけれども、やはり家族にも相談できなくて、会社の上司にも相談できないという場合は、やっぱりそこから友人とかと波及していくわけなんですけど、部長も学生時代というか小学生とかで、学校でおなかが痛くなったら保健室によく行きませんでしたか。私はよく保健室に行っておりました。そこには女性の先生がいて、温かく迎えてくれて、そこで休養して元気になって帰っていくと。この市役所には、そういう病んでいる職員が駆け込むような保健室みたいなものが存在しないのでしょうか。ないのであれば、これはつくる必要があるのではないかと私は思います。さまざまな部署がありますけれども、本当に大変な心の病むような部署もあります。見させていただきました。その部署の方々やほかの団体等へ出向している職員などのメンタルというのは、これは常日ごろの意識づけをする必要があるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 私のほうからお答えさせていただきます。

学校の保健室のような、保健師さんですとか看護師さんが常駐しているという、そういうスペースは現在のところはございませんが、そういうスペースは、そういう機能は完璧には備えておりませんが、ここの庁舎にも、たしかそういう保健室っぽいスペースは整えているつもりであります。かつて、それ

からほかの庁舎につきましても、畳の部屋ですとかというのがありますので、急病あるいは、まあこれは精神的なだけではなくて、肉体的にもそういう急病とかの職員が発生した場合には、そういうスペースとして、もちろん完璧なことではないかもしれませんが、ゼロではない、まあそれなりにそういう機能は持たせているつもりであります。まだまだ不足の部分、たくさんあるかと思いますが、今日いろいろなこととお話いただきましたので、改善、改良できるところは、取り組んでまいりますので、よろしくご理解願います。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） 副市長、真面目なので、ちょっと真面目な回答が返ってきてしまってあれなんです。保健室のようなものです。いわゆる駆け込み寺のことです。それもこの庁舎でなくてもいいです。病んでいる職員が真っすぐ向かえるような居場所をつくっていただきたいということです。それも自殺防止の一つであり、職員の命を守る、そして市民の命を守る、そのお話をしたかったということです。

これは、民間企業では素晴らしいシステムがありますので、ひとつこれを見習っていただいて、職員のメンタルヘルス、あと心のケア、これを一生懸命やって、ばりばり仕事をしていただけるようお願いしたいと思います。

あと、教育長にお伺いしたいのですが、ここ1カ月の間に全国で数名の子どもさんたち、児童が自殺しております。中学生の男子が2名、それから小学校6年生の女の子、それぞれ遺書や書き置きを残して亡くなっております。幸い、横手市ではそのようなことは発生しておらないわけですが、こうした横手市の子どもたちの心のケアやメンタルというものは、現在どのように行われておるのか、お願いいたします。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 先ほどからる議員のお話を聞いていて、大変重い問題でして、小・中学校にあっては決して、そういったみずから死を選ぶ子どもを出してはいけないと、そういう気持ちを新たにしたところで、現在、22校小学校、中学校7校、29校が、いずれはそろって、そういう思いで頑張っている、そういう現状があることをご理解いただきたいと思います。

私のほうからは、合併以降のことにつきましてお話しさせていただきます。

合併時、さまざまな市町村の違いを超えて、小・中学校としては学校に行くことがまず楽しい、学校に行って勉強したい、そういう子どもたちにするために、外堀をどう埋めていくかという話がありました。その中で、子どもたちの家庭環境、それから生育歴、それから個性、もろもろのことを考えて、いろいろな子どもたちに対応するためには、カウンセリング機能を横手市として強化する必要があるだろうというふうに考えました。そこで、県で派遣されているスクールカウンセラーという事業がございますが、それ以外にも横手市として単独でカウンセリングができる臨床心理士を採用するという事業を、合併後間もなく始めております。スクールカウンセラーとの大きな違いは、スクールカウンセラーの場

合は学校現場でのカウンセリングが中心であります。しかし、子どもによっては、また保護者によっては、学校以外のところの相談活動を希望する場合もございます。非常に微妙な問題を扱うわけでありますから、そういった場合は、市単独でお願いをしているカウンセラーにお願いをして、場所等を柔軟に対応できる体制を整えてございます。

もう一つ、他市町村にない取り組みとしては、いわゆる子どもの実態というのはさまざまでございます。結果的に自分の命をといるところまでいく要因の中には、その子どもたちが持っているさまざまな個性と申しますか、性質と申しますか、いわゆる友達となかなかうまく折り合うことができない等々、そういったものに対する指導の強化は市として必要だろうと考えました。そこで、特別支援教育の専門の指導主事を抱えることにいたしました。そのおかげもございまして、養護学校等との連携が他市町村に比べると大変深まってございますし、また、小・中・高校まで、成人になるあたりまでの連携が可能になっております。

そういった外堀を埋めながら、それでは学校内ではどうかということで、今とりわけ力を入れているのが、いじめ、不登校対策でございます。それについては、各小・中学校とも特別の委員会を設置し、各学校の取り組みの紹介やら具体的な取り組みについて、共通理解を進めているところでございます。

実は、文部科学省から平成21年でございますが、こういった子どもの自殺予防というものが発行されてございます。自殺予防という非常にショッキングな名前は学校現場ではいかがなものかと私も考えまして、いわゆる自殺等に誘引される原因となる部分というのは、いじめだとか不登校だとかが大変多く存在いたしますので、そういった根を何とかして断ち切りたいということで、とりわけそういった対策には各小・中学校とも力を入れていただいているところでございます。

昨年、ワイエイトという中学生生徒会が集まって快適な学校生活を送るということで、自主的な活動をスタートさせています。当然その中には、いじめだとか不登校だとか、その先にあるみずから命を絶つ、そういったことがないような願いを込めて、子どもたちの中からそういった運動を自主的に広げていこうということで、これも各学校の取り組みの中の一つだろうと思います。子どもたち自身に自分たちのことを考えさせる機会としては大変いい機会なんだろうと思ひまして、委員会としてはそういった活動に支援を強化している段階でございます。

また、例えば、道徳の指導項目の中には生命尊重等々の文言もございまして。そういった取り組み、それから保健体育においてはストレス等への対応の仕方、そういったものが各学校で、各教科で、各領域で指導されておまして、そういったもろもろのことが複合的に作用して自殺というような子どもたちを生まない、そういう取り組みになっているものと思ひます。

いずれ、これまでさまざまな子どもたちの状況を見てきたわけでありまして、何と申しても教職員の子どもを見る確かな目、社会の中で起きているさまざまな事案に対して鋭く、そして素早く反応する、そういった学校体制、これが何より必要だろうというふうに考えています。

そういったことを機会あるたびにお話をさせていただいて、各学校への指導については強化を重ねて、

このゼロというのを目標ではなくて当たり前の状況にしたいという意気込みで頑張りたいと思っています。

以上です。

○木村清貴 議長 高橋和樹議員。

○1番（高橋和樹議員） 教育長、どうもありがとうございます。

力強いご意見を聞かせていただきまして、ひとつ横手市からは絶対そういう事案がないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になります。ご答弁は結構です。

最後に、みずからの手で、みずからの命に終止符を打った方々の最後の声なき声を分析し、再発防止や予防対策に生かしていくことは、残された家族のためにも、必要であれば行政がかかわっていくことが義務ではないでしょうか。ここにいらっしゃる職員の皆様も、部署や職域を超えて地域で広く活躍していただき、この2つの問題をゼロに持っていくべき活躍をお願ひし、質問を終わります。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 これて本日のご一般質問は終了いたしました。

明4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時13分 散 会